

《研究ノート》

学説史としてみた郵政論争 (中)

－民営化反対論と組織批判論の体系化－

西 垣 鳴 人

1. 本稿の目的、方法および構成

前稿「学説史としてみた郵政論争 (上)」では、主として小泉政権下の郵政民営化に向けた研究会、懇談会および諮問会議等における諸論義を、「公」「産」「官」「学」の4ポジションに当てはめて相互に関連付けを行い、それら論議の末に提出された民営化法案が郵政論争史の中でどのように評価されるべきかについて考察した。本稿では、民営化推進の立場とは異なる、民営化に反対あるいは批判的な立場、さらには民営化に賛成／反対するよりもむしろ郵政組織が抱える問題を重視する立場、それぞれについて前回と同様に第三者の立場から体系的に整理し、最終目的として21世紀の日本における郵政論争の全体像を明らかにしようと考えている。

小泉政権による郵政民営化法は、前稿で詳解したとおり、政権発足前である99年からの郵政民営化研究会、01年から02年にかけての郵政三事業のあり方について考える懇談会、そして03年からの経済財政諮問会議、及びそれと並行する形で04年に設置された郵政民営化準備室での討議等、各々において産、官、学、そして公に跨る多様な立場から成る識者らによって何十時間も議論が重ねられ、さらに現実的視点からいくつもの修正を入れた上で、05年4月、満を持して国会に提出されたものである。同年8月の同法案参院否決後、小泉純一郎首相（当時）が衆院解散、当初無謀といわれた「郵政選挙」に打って出られたのは、これが国民多数の支持を得られるという確信があったからであろう。

一方、反対派は勝敗で言うならば完敗だった。一つの敗因として準備量に圧倒的な差が存在したことを挙げることができる。だからといって、民営化反対派の意見が論理として劣るということには必ずしもならないが、しかし、小泉政権によって提示された郵政民営化法あるいはその論理が一個の体系であったのに比べれば、反対論／批判論は個々人による意見表明の域を出ていない。相互連携し反対派全体の論理体系を構築できなかったことも彼らの敗因であろう。

全体として反対派諸議論を捉えるためには相互の連関性が明示される必要がある。そこでわれわれは、様々に表明された民営化反対論や批判的見解のすべてを、前稿で提示した郵政論争の4ポジション（「学」「公」「産」「官」）の間における『利害対立』類型のどれかに当てはめるというメソッドを採用したい。

最初に、4ポジション各々について特に民営化後の状況を勘案し、前稿とは多少内容を改めて再定

義しよう。

「学」：小泉／竹中流「郵政民営化」を論理的に裏付けてきた（特に経済）学者／評論家が属するポジションが「学」である。その関心は「停滞する日本経済に成長を促す資金の流れ」をいかに作り出すかということにある。彼らにほぼ共通するのは、成熟経済において更なる成長を実現するためには政府部門に滞留した資金を民間部門に還流させ、公共部門ができない積極的なリスクテイクを民間部門にこそ期待しなければならないという見解である。これを短絡的なフレーズで表現すると「官から民へ」、「民間に出来ることは民間に」という標語になる。

「公」：郵政論争における「公」とは、国民一般ではなく、特に非営利の郵政サービスと係わりを持つ地域住民、そのサービスを提供する側の特定郵便局を指す。彼らの主たる関心は、郵政事業における地域貢献／社会奉仕である。彼らのうち指導的論者は「官」と区別された「公（public）」を強調する。小泉政権が基盤とした「学」へのアンチテーゼを掲げる学者もここに含まれる。

「官」：本稿では郵政事業の管理者層、傘下の公益法人、郵政組織内で勤務する職員（常勤）までを指す。民営化に伴い、彼らの関心は行政としてのテリトリー拡大から企業としての成功に主軸を移してきた。彼らは企業としての成功を目指す点で「産」の性格を帯びているが、しかしなお「官」としての性格も多く残している。さらにユニバーサル・サービス提供を通じた「公」との関わりも維持しており、彼らのポジションは複雑化している。

「産」：郵政（特に郵貯）と百年戦争を繰り広げてきた民間銀行、民間生保、運送・宅配業などは、もちろん独立のポジションである「産」に属する。彼らが企業組織としての成功を主たる関心としていることは言うまでもないが、郵政事業と直接的な競合関係をもつものとして、特に銀行／保険会社は、できれば郵貯簡保廃止、存続させるならイコール・フットイングを主張する。資本自由化後、外資系企業が「産」に加わったが、彼らやその利害を代弁する外国政府の主張は、イコール・フットイングを求める点において、国内競合企業と共通している。

以上の4ポジションを纏めたものが表1である。

小泉政権は明確に「学」のポジションにありつつ、「公」「産」そして「官」の話に耳を傾け、（この点が重要だが）「学」の視点を外さない範囲で、他の立場にも出来るだけ納得されるような法案作

表1 郵政論争における4ポジション（民営化後）

	主な構成グループ	主な関心事項	キーワード（例）
公	住民、特定郵便局	無償の地域貢献／社会奉仕	官と区別された公
	日本郵政グループ、公益法人	サービス水準の維持	ユニバーサル・サービス
官	旧郵政省	テリトリー・省益の拡大	天下り
産	競合民間企業（外資含む）	企業組織としての成功	収益最大化
		官民平等の競争条件	イコール・フットイング
学	経済学者、評論家	成長を促進するマクロ資金循環	官から民へ

（注）キーワードは一例に過ぎない。

りを進めた。しかしながら、どれだけ他者の話に耳を傾けようとも、4つのポジションが相互に調整不能な部分を持つ限り問題のすべてが解消されることはない。

以下に、本稿／続稿で取り上げるポジション間における対立の代表例を挙げよう。

仮に日本郵政株式会社がユニバーサル・サービス費用を賄う目的で収益最大化を図れば、特定郵便局による無償の奉仕活動は「機会費用」と見なされざるを得えなくなる。

また同じ目的で日本郵政が制約的ビジネスモデルを解消すれば「暗黙の政府保証」を懸念する競合民間企業（「産」）はイコール・フッティングを掲げて対抗姿勢を強めるだろう。

「学」の立場からはその矛盾を克服する最適解は完全民営化（株式の100%民間売却）とされる。しかしそれは郵便局閉鎖を懸念する「公」の立場にとって決して最適とはならない……等々。

われわれは、郵政民営化への反対論／批判論がこうした調整困難な諸利害の対立から生まれるという考えを基本として、21世紀における郵政論争を客観的立場から体系化してゆきたい。

本稿の構成は以下の通りである。まず第2節では、小泉／竹中流「郵政民営化」が上で述べた「公」「官」そして「産」それぞれの間で調整できなかった典型的利害について明らかにしたい。その中でとくに05年の民営化法案を巡って中心的「抵抗勢力」となった「公」ポジションが展開する諸論議を第3節で整理する。第4節では、民営化反対陣営の中でも「公」ポジションとは立場を異にする「外資による郵政マネー収奪論」について検証を行う。第5節では郵政事業の現場から指摘された郵政組織としての問題点を取り上げる。組織に対する批判的意見は、民営化に反対の立場をとる場合もあれば、賛成の立場をとる場合もある。われわれは論理一貫性を保つためにそれら組織批判も各ポジション間における利害問題の中で捉える。第6節では、公社化以来の二人の民間出身経営者による組織改革について議論する。そこで彼らの改革が何れも途中で挫折した理由を、やはり各ポジション間における利害問題の観点から説明したい。最後に、第7節で本稿のまとめとして現代日本の郵政論争の全体像を示し、続稿で取り組むべき課題について述べる。

2. 小泉／竹中流「民営化」が配慮しなかった典型的な諸利害

2005年の郵政民営化法案において、推進者（「学」の視点）によって顧みられることがなかった諸点は、「官」「公」「産」の3ポジションに対応するものとして、以下の三つに代表させることができる。第一は、郵政（特に郵貯）の官業ゆえの特典は「ユニバーサル・サービス」義務等の様々な制約的ビジネスモデルのコインの裏側であるという論点（「官」の視点）である。第二は、地域郵便局（多くは特定郵便局）による地域／社会貢献には「ユニバーサル・サービス」概念として一括りにできない無償の奉仕活動が含まれていること（「公」の視点）、そして第三は、全国展開するメガバンクと中小の地域金融機関とでは郵政民営化によって受ける影響が違ふということ（「産」の視点）である。

本節ではこれら小泉／竹中流「民営化」によって置き去りにされた各論点について整理する。

2.1 「コインの両面」論：官業特典と対をなす制約的ビジネスモデル

最初に、「官」の立場に対して小泉／竹中改革が最終的に無視した論点について述べたい。それは

日本郵政公社初代総裁だった生田正治が中心となって展開した「コインの両面」論である。一般的に言って、「官」は自分の立場から意見表明することはない。彼らの立場を代弁するのは、通常、各省庁の大臣すなわち政治家である。生田はもちろん政治家ではない。しかしながら、彼は民間出身の企業経営者であるがゆえに、経済システムの一端を担っている郵政事業が直面している困難や矛盾の本質を理解し、それを政治家よりも的確に表現できたのだと考えられる。

「コイン両面」論とは、イコール・フットイングを目的として、税免除、保険料・準備金免除といった郵政事業における官業特典を廃止すべしという議論に対して、それら特典は郵政が引受けている官業ゆえの諸制約を補償するためのものであるから片面だけを見て批判するのは的を射ていない、とする主張である。生田の言葉をつないで詳しい内容を確認したい。

「民営化されるまでは法律に従って法人税、事業税などを免除していただいておりますが、それは「コインの一面」であって、もう一面ではユニバーサル・サービスを自己負担でやらなければいけないという義務があります。そして郵便・郵貯・簡保の三事業はどれも、かなり厳しいビジネスモデルの制約があります。…（中略）…もちろん民営化したら、きちんと税金を払い、預金保険機構に入るのは筋だろうと思います。ただし、それはコインの一面であって、同時にもう一面であるビジネスモデルの制約も撤廃されるべきですし、さらにユニバーサル・サービスの費用はだれが負担するのかという問題が、いぜん残ると思います」。

「もし資本金が7兆円に達したら、民間企業が利益の40%を税金として国庫に納めるところを、公社は50%納めることになっています。民間企業以上の実効税率を我々は負担することになっているんです。ですから、税金面で優遇されているということは、実質的に言えないと思います」¹。

生田のほかに二人の総務大臣経験者も同趣旨の発言をしている。片山（2005）は、「実態をみれば、「見えない国民負担」²と大騒ぎするようなものではありません。…（中略）…他方、私は「見えない公社負担」にこそ注目すべきではないか、と思っています（p.71）。「儲かろうが儲かるまいが、ユニバーサル・サービス確保のために日本中に郵便局を設置し、運営してこなければならなかった。その大きなコストがある。…（中略）…基礎年金の3分の1は国庫が負担していますね、国民全部が対象です。ところが日本郵政公社の場合、職員27万人分の基礎年金の国庫負担をすべて公社が負担しているのです。税金は使われていません（p.72）」。そして、「「見えない公社負担」の方がずっと大きいのではないのでしょうか（p.75）」と主張する。

もうひとり、麻生太郎総務相（当時）は経済財政諮問会議において、「ユニバーサル・サービスとイコール・フットイングが一番関係すると思う。ユニバーサルにサービスをするという前提の上で民間とのイコール・フットイングということは、民間もユニバーサル・サービスをするのか。民間のユニバーサル・サービスとは何か、はっきりさせるべき。こちらが全然利益の出ないサービスを引受けつつ、他のいろいろのものはイコール・フットイングというのでは、公平でなく、アンイコールなフットイングだと思う。」「民営化の意義」の中の「現在免除されている預金保険料等を民間同様に払って事業を行うことによって、効率化が促され、税金を支払える存在になる」は、民間と同等の事業を行う

¹ 『財界』編集部（2007）、pp.135-138。

² 「官業ゆえの特典」に対する別称。全国銀行協会（2002）などを参照のこと。

ということだと思うが、…（中略）…生産性・効率性の悪いところはやめることができるならよいが、前提条件として山村や島もやらなければならないのであれば、民間もやっていただけるのかと郵政公社側として当然言うことになる。そこらのところを考えた上で、本当の意味でのイコール・フッティング、ユニバーサル・サービスの定義を整理しないと、込み入った話になってしまう」³と、独自に「コイン両面」論を表現した。

ユニバーサル・サービスに関して、小泉政権は地域・社会貢献基金の設立を認めるなど、最終的には一定の理解を示した。ただし同基金は、グループの親会社である日本郵政が、子会社である郵貯銀行と郵便保険会社の株式を市中売却して得た代金を1兆円（最大2兆円）まで積み立てることによって成り立つとされる。つまり、ユニバーサル・サービスを始めとする官業ゆえの諸制約を補償するための救済といった性格のものではなく、いわば郵政の自助によって確保しなければならないものである。あくまで「学」に軸を持つ小泉政権としては、「産」とのバランスも考え、これが「官」に対する最大限の譲歩だったと言えよう。それでも納得のいかない生田はある講演で、

「親会社が子会社の株を売って利益が出たら、それは親会社のものではないのですか。それに一兆円で仕切られるなどというのは経営の自由度を奪うわけで、余計なお世話です。…（中略）…助けるのだという趣旨でつくってくださるのなら、政府が持株会社の株を売って利益金が出れば、そのうち一兆円は民営化会社グループの外側に基金としておくというのなら筋が通ります。」⁴といった不満を表明していた。

「コイン両面」論を巡る利害は完全には調整されないまま、こののち民営化見直しの中で形を変えて再表面化する。それについての詳細は続稿で述べることにしたい。ただし「コイン両面」論が有する問題点は本稿第3節で指摘する。

2.2 特定郵便局長らによる非ビジネス的な地域貢献／社会奉仕活動

次に「公」ポジションに対して、小泉／竹中が最終的に配慮しなかった点について述べたい。

前稿で、経済財政諮問会議におけるユニバーサル・サービスの定義がメンバー間で一定していなかったことを述べた。ただ彼らの意見を総合すると、「コストを負担してでもカバーしなければならない全国一律サービス」ということになる。小泉／竹中流「民営化」において、懸念されたユニバーサル・サービスの維持は地域・社会貢献基金によって、ある程度担保されるかに思われた。しかしながら、基金によって担保される「サービス」は、たとえ不採算になってもビジネスとして捉えられる範囲のサービスなのであり、ビジネスの範疇に全く入らない「奉仕」は全く担保されないという主張が存在する。例えば、田中（2004）は以下のように述べる。

「…過去からずっと特定郵便局が地域で果たしてきた、そして現在も果たしている、地域コミュニティへの貢献や地域交流といった、いわば目に見えない社会的機能を、そこで一切ネグレクトしているのか。……例えばコンビニエンスストアが郵便局の代理店として店内で窓口業務をすればいい…。

³ 「平成16年度第8回経済財政諮問会議（4月21日）議事要旨」, pp.1-2。

⁴ 現代の政治・経済を考える「樫の会」編（2007）, p.104, 講演の日付は2005年3月30日、郵政民営化法案が国会提出される数週間前である。

こうした論が意味するところは、もちろん郵政事業の純粋ビジネス化です。ビジネスとして徹底して金（郵政コスト）を管理せよ……ということでしょう。郵政民営化の行き着く先は、その一点にあるのかもしれません（p.88, 太字筆者）。

「『郵政』をビジネス発想でのみ語るところに、各種の交流活動や福祉・ボランティア活動を通して地域社会に貢献し、人々の安全・安心な生活ないしは福祉向上の呼び水となろうとする公共性、あえて言えば公共への奉仕という取り組みが、入り込む余地はありません（p.90）。

「都会では、ディサービスとか介護サービスとか、それ自体ボランティアとはいうものの業として成り立っていることを、田舎の郵便局員が、文字どおり一銭にもならないのに時間を割いてやっているのです。これは、今日まがりなりにも文化的国家となっている日本という国を下支えする崇高な価値そのものです（p.92）」。

彼が想定する「公共への奉仕」とは「ひまわりサービス」のような郵便局が現在担っている行政のエージェンシー機能からも逸脱している。さらに同文献から引こう。

「いよいよ局長として赴任することになった鹿部郵便局は、出身地から離れ、地縁全くない土地柄、そこで新任の挨拶に地域を回ると、行く先々で…（中略）…よそ者扱いされ、鈴木さんは、絶対に地域に住まなければならないと痛感し、赴任二ヵ月後に土地付き住宅を購入。そして自宅の地図入りの名刺を持って改めて地域回りをした鈴木さんを、地域は受け入れました。「ほう、家を買ったのか」「はい、一生お世話になるつもりですから」と、垣根が除かれたのです（p.188）」。

「…夜を徹し、休日返上で、土地改良の原案作りに打ち込みました。そのためには、もちろん関係者すべての話を聞き、意向を質さなければなりません。ときには一升瓶抱えて皆で朝まで飲み明かしたこともあります。いったん引受けたからには、とことん地域の関係者の手となり足となる覚悟でした。（pp.200-201）」。

小泉政権下、経済財政諮問会議の議論で、こういったボランティア活動を「コストを負担してでもカバーしなければならない」と考えた形跡はもちろんない。この点は、同会議において、郵便事業だけにユニバーサル・サービス義務を適用しようとする他のメンバーに抗し、郵貯・簡保などについても金融ユニバーサル・サービスとして扱うべきことを一人主張した生田正治（前稿参照）においても違いはなかった。例えば、以下のような意見表明は、民営化を目指す企業経営者としてはまったく正当な発言だが、田中が想定している「地域密着性」についての「理解」は微塵もない。すなわち、

「『地域共生のため』とか『地域貢献』、さらに『営業力強化のため』という趣旨が述べられ、その言葉は美しいのですが、それなら何故それゆえに公正を期す局長の公募に違和感が出たり、何故それゆえに局長が局舎を持ち一体であることが望ましいのか、なぜ一旦局長になったら転勤がない方が良いのか、等々の矛盾が出てきます。…（中略）…なぜ局の管理や仕事を犠牲にして身内の連絡会や部会の会議ということで年間何十日も局を留守にすることが良いのか、…（中略）…要は郵便局会社として必要な要件を満たす知恵を結集することでしょう。まず、経営陣が形式的ではなく、実体的に人事権を持つことは当然として、経営力をしっかり直接活かせる仕組みにすることかと思います。そし

て、市場レベルや常識に照らして、生産性と効率的な機能を整備すること。…」⁵

たとえそれがどれだけ「価値ある文化」と強調されようとも、勤務時間中のボランティア活動は、民間企業にとっては純粋に機会費用でしかない。そのような時間があつたらなら売上げを増やす営業努力が望まれる。かつて「官」が許容したのも、資源配分を市場論理で行うという民営化の理念（「学」の視点）とは相容れないのである。民営化を推進する側も田中らに代表される全国特定郵便局長会（以下、全特）の主張を受け入れることはできなかったし、理解をする気もなかった⁶。この全特と民営化推進側との根本的対立は、困難な経営課題として現民営郵政に残されている。

明確な「抵抗勢力」となった全特の民営化反対論は、対立の必然性が際立っているが、「公」ポジションに属する諸論者から発せられた反対論は、郵政事業の純粋ビジネス化に異議を唱える点で共通しつつ、さらに広範にわたる。それらについては、第3節で詳しく議論したい。

2.3 棚上げにされた地域分割：メガバンクと小規模機関が受ける民営化の影響の違い

郵政民営化法案において郵政金融二事業は10年をかけて完全民営化し政府との関係を完全に絶つ予定だった。それによって暗黙の政府保証がなくなるから、たとえ地域分割しなくても、その時点で完全に民間と対等になると、竹中（2006）や高橋（2007）といった民営化を制度設計した側は考えた（前稿参照）。地域分割は10年後における経営者の判断に委ねられたのである。

しかし、同じ民営化推進派の中でも松原（2005）は、「民間の金融機関との対等な競争関係を作り上げるためにも、郵貯や簡保の規模は適正な規模に分割することは必要（p.73）」と主張する。郵貯／簡保の地域分割は、翁（2002（『日本経済新聞』9月8日）や加藤（2010, p.35）あるいは前稿で紹介した経済財政諮問会議でも多くの委員が主張しており、むしろ「学」のポジションにおける主流である。分割に消極的な竹中／高橋の方が少数派なのである⁷。

ここで重要なことは、上で松原が念頭に置いている民間金融機関とは地域金融機関だという点である⁸。決して全国展開するメガバンクを想定してはいない。小泉／竹中改革で抜け落ちてしまった重要な視点のひとつは、大都市を営業基盤とするメガ金融機関と地方に営業基盤を持つ中小銀行や協同組織金融機関との区別なのである。郵便局という全国店舗ネットワークを持つ巨大民間金融機関が出現することに対する営業上の不安を抱えるのは主として後者である。不安の根拠は実際に彼らが過去において被った影響にも由来する。戸田（2001）は、90年代を中心とした多くのデータに基づいて、郵貯肥大化によって小規模機関が受けた影響を以下のように分析する。

「…ノーリスクの郵貯の金利が民間金利の上限近辺で、全国一本で決められるため、大都市より資

⁵ 『財界』編集部（2007），pp.348-349。さらにもう一点、地域貢献・奉仕活動がユニバーサル・サービスの定義から外れる理由は、それら活動が全国あまねく一律に提供されるものではないという点にある。田中（2004）も「それは局長の裁量次第というのですから、不思議な存在です（p.224）」と特殊性を認めている。

⁶ 例えば、加藤／竹中（2008），p.4等を参照。ここでの竹中の「理解」は、「まず民間で出来ることを民間で行うという当たり前のことに対し、官依存を志向するグループは強く反対した。郵政民営化をめぐる、特定局長会を中心に徹底した抵抗運動があったことは記憶に新しいだろう」というものである。

⁷ 加藤／竹中（2008）における両者の対談では、国鉄民営化にあたって地域分割を推進した加藤寛と郵政民営化で地域分割を回避した竹中平蔵とが、この分割論に限って意見の食い違いを顕わにしている（pp.26-31参照）。

⁸ 松原（2005），p.75等を参照。

金需要が低調で預金金利の水準も低くてしかるべき地域でも、実際には郵貯の金利がフロアベースとなり、地域金融機関である農協や信用組合の貯金金利に情報プレッシャーを与えること、これがそれら機関の地元還元融資をさらに難しくする一因になる… (p.127)。「…特に農協の問題として、「農漁山村を中心に郵便局に匹敵する店舗網を持つ」こと、「他の民間金融機関が少ない農村部では郵貯の増大が農協に与える影響の非常に大きい」こと、その影響による資金量の伸び悩み、金融部門収支への圧迫、ひいては経営の悪化、協同組織弱体化の懸念さえある… (p.128)。「…郵貯は、個人預貯金におけるシェアで90年代初めの約30%から99年末には36.5%へと拡大したが、この間、農漁協の貯金は約12%から約9%へ低下した…。その他の民間預貯金も、約57%から54%に低下しているから、農協のシェア縮小はマクロ的にはもっぱら郵貯に浸食されたことになる。(pp.134-135)」

家森／西垣 (2009a, 2010) は、ニュージーランド国有の郵政会社 (New Zealand Post) の100%子会社としてキウィ銀行 (Kiwibank) が設立されるに当たって、中小の地域金融機関に配慮した規制緩和や同行との店舗共用方針が政府によって打ち出された事実を指摘、民業圧迫問題は必ずしも日本に固有の問題ではなく、特に「実質的弱者」に配慮することの必要性を強調している⁹。地域分割だけがイコール・フッティングを実現する方法ではないが、郵政金融事業と地域金融機関との共存をいかに図っていくかという問題もまた、小泉／竹中改革が残した課題の一つに他ならない。

3. 郵政民営化反対論(1): 「新しい公」思想について

前節で述べたように、小泉／竹中流「郵政民営化」は、「公」「官」および「産」のそれぞれに一定の理解と配慮を示したにもかかわらず、各ポジション間における利害は完全には調整されなかった。こうした利害の未調整のうち、2005年の民営化法案を巡る反対運動で中心となったのは全特を始めとする「公」ポジションにおけるそれである。「官」や「産」は一定の不満を表明するが、民営化自体に真っ向から対立することはなく、表面上は沈黙した。「官」「産」の利害問題が表面化するのには2009年以降の民営化見直しの流れにおいてであり、これらについての議論は続稿に譲りたい。

本節では、主として「公 (public)」の立場から表明された民営化反対論について整理する。

3.1 滝川 (2004, 2006) による郵政民営化反対論

郵政問題を学術研究の対象とした文献は、今日に至るまで寡少である。郵政事業のみを対象とした早い時期の研究書として松原編 (1996) があり、それに続く全通総合研究所 (2000)、高島 (2005)、滝川 (2006)、および高橋 (2007) が学術書の範疇に入るだろう。一方、民営化反対の立場から書かれた文献は前節で取り上げた田中 (2004) を含めて非常に多いが、われわれが学術書と認識できる範

⁹ 家森／西垣 (2009a) pp.37-39, 家森／西垣 (2010) pp.65-66 および p.69 を参照。ニュージーランドのビジネス界における意識は、2002年に上記キウィ銀行が生まれたとき、ABS銀行、ナショナル銀行、ウェストバック銀行といった豪州系大手行は「新しい競争相手が一行増えただけ」という意見を表明したに過ぎなかった。また最大手のANZ銀行は、自分たちの収益力がキウィ銀行に劣るはずがないといった趣旨の広告を打ったほどである。特にABS銀行のヒュー・パレットは、キウィ銀行設立における約50億円相当の政府資金支援によって中小金融機関こそ競争上不利な立場に立たされると指摘、競争上優位に立つ者としての余裕を見せた (Lilley (2001), p.4 等参照)。

囲で、主テーマとして「反対論」を展開したものでは、上記の滝川（2006）が唯一の文献である。この項では、一般向けに書かれた滝川（2004）と併せて彼の学説を整理したい。

（1）滝川学説の中心軸

彼の学説の主軸は、滝川（2004）において既に明示されている。

郵政改革において重要な「問題は「効率性」と「公平性」のバランス」だが、「これを民営化で解決することはできない」と彼は断言する。なぜなら郵政公社は効率性と公平性の両方に配慮することが法的に求められているが、民営会社では公平性よりも効率性がどうしても重視されるようになる。したがって、「両者のバランスを図れるのは、「公社」形態だけ」と主張される¹⁰。

また、郵政懇『最終報告』（2002.9）¹¹に盛られた効率性追求のための「民営化案」と公平性確保のための「民営化を考える場合の前提条件」および「民営化が国民に受け容れられるために整備しなければならない条件」を、滝川（2004）は郵政改革の最適解を求めるための「連立方程式」と見なした（前稿参照）。そして、「「郵政省→郵政事業庁→日本郵政公社」の変遷は、いわばこの連立方程式の解法の歴史であり、日本郵政公社は連立方程式の最高の解法である」と主張している¹²。

（2）郵政民営化の金融社会学

滝川（2006）の表題である「郵政民営化の金融社会学」とは、「郵政民営化問題を研究対象として、経済学（金融論）と狭義の社会学のそれぞれの観点から補完的に分析し、それぞれを総合したもの（p.189）」を意味している。その意義については、以下のように述べられている。

「経済学で取り扱うホモ・エコノミクスは経済的利得のみを問題にするが、社会学の行為理論で取り扱うホモ・ソシオロジクスは経済的報酬のみならず非物的ないし精神的報酬をも問題にする。ホモ・エコノミクスは他者の感情や態度にはいっさい配慮しないし、その影響も受けないが、社会学の相互行為理論で取り扱うホモ・ソシオロジクスは他者の感情や態度に配慮する（p.190）」

例えば、民営化によって生じると予想される、都市部における利便性の拡大と過疎地における利便性の低下の比較考量といった問題も、効用の個人間比較はできないという経済学的観点からは答えが出せないが、他者に対する「同情」や「いたわりの気持ち」を想定する社会学的観点からなら一定の回答を得ることができる、すなわち、都市住民に過疎地住民への共感が生まれ、民営化よりも公社形態が望ましいと国民多数に判断させることになると思われるわけである。

滝川（2006）においてはこの金融社会学という思想により（滝川（2004）でははっきり示されなかった）民営化反対の明示的理由を得た。彼は以下のように明言する。

「国民は郵政事業に対して効率性と利便性の2つを求めており、「新しい公」¹³としての日本郵政公社は効率性と利便性の両立を図る最善の経営形態であると思う（p.29）」。

（3）「コイン両面」論への言及、郵貯肥大化論に対する反論／批判

滝川（2006）は必ずしも「公」の視点だけから民営化推進に抗しているわけではない。彼は「官」

¹⁰ 滝川（2004）、p.119 参照。

¹¹ 前稿 p.89 を参照のこと。

¹² 滝川（2004）、p.127 参照。

¹³ 従来の「官」業と区別された「公（public）」およびそれに奉仕する一機関の意味。次項において詳述する。

の立場を代弁した「コインの両面」論にも一定の理解を示している。

「民間企業が私的利益のみの最大化を目標にしているのに対し、日本郵政公社は国民経済・地域経済の共同利益の最大化を目標にしている。…トータルで利益ゼロということと理解すべきである。日本郵政公社の非営利性は、営利事業からの利益を国民経済・地域経済に還元することである。…諮問会議の議論は日本郵政公社に対する「見えない国民負担」だけを問題にし、「見えない国民受益…」を取り上げていないので、バランスを欠いた議論であるように思う (p.38)」。

続けて、郵貯肥大化論（民業圧迫論）に対しても以下のように反論している。

「貯蓄の形態が郵貯・簡保であるから経済が活性化しないという議論に対しては、逆に経済が活性化しないので、貯蓄の形態は郵貯・簡保になっていると反論できるであろう。郵貯肥大化は日本国民の資産選択の結果であることを銘記しなければならない。郵貯・簡保はリスクを取ってはならないとされており、むしろリスクを取ってよい民間金融機関がリスクを取っていないことが問題視されるべきではないか (p.41)」。

この対民業圧迫論で指摘された論点は、確かに、民営化推進／反対の対立軸とは別角度からみた小泉／竹中構造改革の弱点であると考えられる。なぜならば、たとえ個人資産の4分の1を占める郵政マネーを民間部門に流したとしても、肝心の民間金融機関が適切なリスクテイクによってそれを成長マネーに転換できなければ、結局は公共部門による景気対策として、従来の財投資金を国債中心の運用に移し替える結果にしかならないためである¹⁴。

(4) 「コイン両面」論の問題点

上述のように滝川（2006）の郵政民業圧迫論に対する批判には的を射た部分があるように考えられる。しかしながら、「コインの両面」論については、少なくとも問題を2点指摘できる。

第一に、コインの両面のバランスが計量的には明示されていないという問題がある。官業の特典についての試算には、全国銀行協会（2002）、および全国銀行協会金融調査部（2004）などがあり、一方、官業の制約に関しては郵便・貯金・保険各々におけるユニバーサル・サービス費用試算が2003～2005年度に関して公社自身によって行われている。しかしながら、いずれの試算も特典と制約それぞれの全体を明らかにしていないし、特典と制約のバランスという観点から推計を行ったものもない¹⁵。「コイン両面」論が民営化プロセスで実質無視されてしまった原因の一つは、それを主張する側が精緻な金額計算にもとづく特典／制約の比較作業を怠ったことにある。「見えない公社負担」の方がずっと大きいと主張したところで、根拠は薄弱である。

第二に、郵政事業側の非効率性を助長する可能性が指摘できる。郵政事業側の赤字削減努力によってユニバーサル・サービス経費を抑制すれば、あるいは他の経営努力によって確保できる利益を増やせば、要求される特典額の削減、場合によってはゼロ化が可能になる。しかし特典や支援を先に認めてしまえば、そういった経営努力に対するインセンティブは失われてしまうのである。

¹⁴ 施策として、ビッグバン以来の規制緩和を多少前進させたことと、リレバンの促進、証券優遇税制の採用等があるが、日本の金融機関が以前より積極的にリスクマネーを供給できる主体になった明確な証拠はない。

¹⁵ 試論として西垣（2010）があるが、特典／制約比較は事業運営面に限られており、資金調達／運用面における比較については「課題」とされている。

(5) 滝川「金融社会学」の位置づけ

滝川の「郵政民営化の金融社会学」で配慮された対象は、われわれのフレームワークからすれば主として「公」の立場であり、「公」に奉仕するものである限りにおいて「官」（彼の場合は郵政公社）の立場を含むものである。彼はマクロ資金循環の観点から「ではどうすれば成長マネーが供給されるのか」については沈黙している。すなわち「学」のポジションに対する批判はあってもそれに対する代替案を提示しているわけではない。また、「産」も郵政（「官」）も巻き込んだトータルのシステム設計という点でも、具体的提言はみられない。

滝川（2006）は、しかしながら、将来における郵政民営化を完全否定しているわけではない。

「システム外部の環境の変化によって、現行の構造が機能的要件をもはや効率よく充足しえなくなったとシステムの成員（個人、企業、金融機関、金融当局など）の多数が判断するようになったとき、郵政事業システム内部に、日本郵政公社といった現行の構造を変革して、機能的要件の充足により適合するような、「郵政民営化」といった新しい構造を作り出そうとする動きが生じる（p.256）」。

このように述べながら、現在はまだその時期ではないと判断する。彼はその判断理由を明確にするべきであった。民営化推進派、特に「学」のポジションは既に「現行の構造が機能的要件をもはや効率よく充足しえなく」なっていると判断したわけであり、それに反論するなら相応の理由づけはあつてしかるべきだった。公社のままでは経営の自由度が低く十分な収益が確保できないため、いずれ経営は行き詰ることを示したシミュレーションも存在する¹⁶。経営が安定してこそそのユニバーサル・サービスや地域・社会貢献だとすれば、最適解の再検証は不可避であろう¹⁷。

以上にみたように、彼の金融社会学は「公」の視点を中心とした議論の展開であり、「学」および「産」の側からの議論を十分吟味しなかったために、将来における現実の郵政事業を展望するためには、再度熟考すべき課題を残しているように思われる。また彼が想定する過疎地住民に共感する都市住民は、単に理念としての住民ではなく、実在するそれも多数派の住民である必要があるが、もしそうではないとしたなら、この点もまた再考すべき課題であるように思われる。

3.2 市民運動家たちによる「新しい公（public）」思想

滝川（2006）によって提示された、しかし必ずしも明確に定義されたわけではない「新しい公（public）」という考え方は、現代日本の市民運動家たちの間では、ある程度共有された思想となっている。そこに共通するのは、民営化とは「官から民間企業（産）へ」ではなく「官から市民（公）へ」でなくてはならないとする思想である。詳細を確認するために、一般向けに出版された文献2点を取り上げた。

(1) 内橋／ケルシー／大脇／中野（1998）

1点目は、内橋他「岩波ブックレット458 規制緩和 何をもたらすか（1998）」である。彼／彼女らの思想の核心は、次の点に見出される。すなわち、

「官から民へ、という権力の再配分の向かう先は、民は民でも市民ではなく、巨大な民間企業に権

¹⁶ 高橋（2007）、pp.87-121 参照。

¹⁷ ただし、最適解が完全民営化か、公社からそこに至るまでの何処かかについては、別途検証する必要がある。

限を移そうという方向であり、それがあっという間に進んでしまいました（内橋, p.7)」。

郵政に限らず、官営事業の民営化を推進する者にとって、民営化とは官僚から民間企業にイニシアティブが移譲されることである、という考えに疑念を挟む余地はないだろう。しかし内橋らにとってそうした考えは非常識である。彼／彼女らにとって民営化の「民」とは「市民」のことでなければならず、「(巨大) 民間企業」もしくは「(巨大) 資本」であってはならない。

こういった思想は日本に限ったことではない。例えば、郵政民営化先進国と言われるニュージーランドでは、1987年の郵政事業分割民営化の後、分離された貯金事業は外資に売却され、やがて廃止された。それによって多くの地方で金融サービスの空白地帯が生まれ、さらには外資の寡占形成によって顧客サービスの著しい劣化がみられた¹⁸。上記文献におけるJ. ケルシーの次の発言は、こうした現実経験を踏まえたものである。

「(ニュージーランドにおいて) あまりに多くの権力が民間部門に移されたため、私たちが勢力を盛り返し、民主主義的政権を作ったとしても、私たちの生活に影響を与える多くの分野で政府は力を行使できないのです (p.27)」¹⁹。

ここでニュージーランドのケルシーは、「公」を民間企業（「産」）との対立軸でのみ捉えている。しかしながら、「新しい公」思想は、東アジアの国である日本ではもう少し複雑である。わが国において「公」は長らく「官」とイコールだった。「官」とは官僚組織あるいは官営事業を指す。官営と公営の区別は今でも日本にはない²⁰。日本における「新しい公」思想とは、官からは独立した市民自身の手による政治経済的な活動領域を維持・拡大して行こうとする思潮なのである。「新しい公」思想における郵政改革とは、独善的な「官」営郵政を市民による市民のための「公」営郵政に変革することを意味する。この点を明確に述べているのが次に紹介する白川真澄である。

(2) 白川真澄【講演】「どこが問題！郵政民営化」

2点目の文献として、市民の声江東編（2006）を覗きみよう。同書は、白川真澄氏の講演「どこが問題！郵政民営化」を中心として編集されている。彼は、

「「官から公へ」、すなわち官僚の手にある国家的な公共性から地域と市民の手にある公共性へということが求められている、と私は考えています。…郵貯や簡保の資金は郵便局を通じて地域社会で集められているわけですから、その資金を地域に還元し、その使い方については地域の市民や住民が討議して決めていく、そういう仕組みを提示していく必要があると思います (p.43)」。

と、「公」と郵政事業との結びつきの在り方について述べている。ここで彼は、小泉流の「官から民へ」という「学」ポジションにおける基本スローガンを否定するのだが、同スローガンの本来の意味はこ

¹⁸ 詳細については家森／西垣（2009a）、pp.27-42を参照のこと。

¹⁹ ケルシー氏の国営金融機関についての考えは、Kelsey（2002）等を参照。

²⁰ 例えば加藤（2010）は、「天が人を押さえつけるのが「公」、「だから日本では、役所に入って車を止めようとする」と、「ここは公共の場だから止めてはいけない」と言われてしまう。公共＝パブリックだとしたら、だれでも利用できるはずだ。ところがそれが一般の人を締め出すものになっていることに、日本における「公」と「私」の関係が表れており、こうした関係が官僚国家へとつながっているのである (p.142)」と指摘している。加藤はわが国で官業の民営化を推進してきた草分けの人物だが、官に対する認識という点では市民運動家たちと立場を同じくしているように思われる。

れまで確認してきた通り「成熟経済において更なる成長を実現するためには政府部門に滞留した資金を民間部門に還流させ、公共部門ができない積極的なリスクテイクを民間部門にこそ期待しなければならない」ということである。白川は在野の学者としてその意味を十分認識しているのである。

「……お金を「官から民へ」流すということです。これこそが郵政民営化の本当の理由だと、私は思います。……民間の銀行や保険会社によって資金が運用されれば効率的な使い方が可能になり、それによって日本経済が活性化される。これが、郵政民営化の最大の理由であり眼目なのです。(p.20)」

しかしそれがわかっていてなぜ民営化に反対するのか。

「バブルを演出したということと、貸し渋りをやって多くの企業を倒産させたという、この二つのことを見たら、民間銀行に資金を回せば、お金を効率的に運営できるというのは、まったく虚構だと言えます。(p.40)」

この点は「学」ポジションが抱えるウィークポイントであり、滝川（2006）においても同趣旨の批判がなされていたことは前項において確認した。白川は続けて、

「…最大の問題は、巨額の公的資金の使い道を中央省庁の官僚たちが誰の監視も受けずに勝手にきめてしまってきたことです。中央政府の手に集められたお金の運用の仕方について、市民や住民はすこしも発言する権利も持っていませんでした。不要なダムや空港の建設の事業が始まってから、地元で抗議の声を上げ、撤回を求めることができただけです (p.41)」、[「官から民へ」というスローガンが何の疑問もなく、人々に受け入れられてきたのは、官主導の政治、官僚の手によるお金の使い方があまりにひどすぎたからです (p.42)』

と主張し、これに続けて最初に紹介した彼の「官から公へ」思想が述べられるのである。

(3) 市民運動家たちによる「新しい公」思想の性格

以上にみた2つの文献に共通するのは、「官」ならびに「産」に対する不信であり、とくに2番目の文献における白川は「学」に対する不信も顕わにしている。それら3ポジションはすべて「公」の利益を損ねるものとして認識されているのであり²¹、「郵政改革」とは、小泉／竹中流「民営化」ではなく郵政を「新しい公」主体の事業に変革することでなければならないとされる。

また彼／彼女等は、他ポジションへの不信の一方で、「公」ポジション内の他のグループ、具体的には全特（田中（2004）等）とは利害を一致させるように思われる。全特は無償の地域貢献・社会奉仕活動において市民運動家たちによって歓迎される存在となるだろう。

しかしながら、市民運動家たちの「新しい公」思想は、他のポジションからみれば「独善的」と判断されかねない材料を有している。各々に関して一例を挙げれば、まず「学」の立場から見て、彼／彼女等はマクロ的資金循環という観点、マクロ経済において如何にリスク／成長マネーを効率的に供給するかという問題を軽視し過ぎる傾向がみられる。次に「産」の視点に立てば、地域住民や地方公務員に委ねれば、企業のビジネス活動（あるいは「市場」）以上に果たして効率的資源配分が可能なのかという疑問が出てくるだろう。また「官」としては、全国レベルで郵政事業を統括する主体をだれが担うのか、といった問いかけが出されるものと思われる。

²¹ 白川は、「官から民へ」の資金の流れを主張する竹中流経済学の究極目的は、日本人にリスクを負わせることであるとして、本来リスクを極力回避したいはずの「公」の利益を害するものという認識を示している（p.28 参照）。

日本型「公」に内部完結しようとする傾向がみられる理由は、欧米諸国であればpublicに奉仕すべき官僚組織が、日本では白川が述べるようにpublicを統治しようとする対立的存在であることが主たる原因であると考えられる。詳しい検証は国際比較をテーマとする続稿で行いたい。

3.3 高島（2005）における「公と官とビジネスの融和」

高島（2005）では「新しい公」思想の一形態である日本型福祉国家の構想が、郵政事業をその主要な担い手として想定することで展開される。彼は小泉／竹中流「民営化」には批判的態度を示すものの、ビジネスとしての郵政事業を必ずしも否定しない。この点において田中（2004）や「市民運動家たち」とは一線を画しているように思われる。

この項では「新しい公」とビジネスとしての郵政事業が「融和」する可能性をテーマに、高島（2005）で展開された「郵政事業の政治経済学」について検証したい。

(1) 高島 博『郵政事業の政治経済学（2005）』と「新しい公」思想

同著は、メインとしてわが国の郵政事業を対象に書かれた、純粋に郵政を研究対象とする数少ない学術文献のひとつである。広範囲にわたって英国の郵政事業との比較研究が行われており、そのことが分析視野に一定の広がりをもたせる結果となっている。すなわち英国郵政の歴史において効率性／収益性の追求は不可避のテーマであり、わが国郵政との比較においてもそれらが自ずと無視できないテーマとなる。したがって高島（2005）の議論は、田中（2004）、滝川（2006）、および市民運動家たちと「公」の視点を共有しつつも、「産」としての郵政にも積極的理解を見せており、効率性／収益性の追求という意味での民営化の方向を単純に否定するスタンスは取っていない。

同書は三部から構成される。第I部は、わが国郵政事業の明治創業期を中心とした綿密な歴史研究である。ここでの主要な結論の一つは前稿でも紹介したが、郵政創業の主目的は明治政府の財政収入確保にあったとする説である。彼は「…前島構想の近代郵便制度は、明治期の近代国家が確立していくなかで、自己の生成と独自の事業運営を主張することが難しく、電信・電話事業や為替郵便貯金事業も同様に、財政収入の1つの源泉としての役割を強制されることを避けられない宿命を持って創業されたと理解されるべき（pp.66-67）」とする。

彼はまた、「貯金の資金は、国庫の税金収入ではない。その資金は、国民一人一人のもので、国民一人一人の福祉の向上のために効率的で公平に、活用・運用されるべきものでなければならない。100年以前に確立された松方金融構想はすでに制度疲労をおこし、（筆者注：郵貯資金の活用は）戦後50年の官僚主導型の政策立案という政治的財政意思決定システムのリストラクチャリングにとっての最重要で最も緊急の政治・社会経済の大改革の課題であることは言うまでもない（p.69）」と結論する。ここで構想されているのは、市民に奉仕する新しい郵政に他ならない。彼もまた官僚機構から独立した「公（public）」のために郵政事業が変革されるべきことを主張する論者の一人である。以下、第II部、第III部と彼が展開した議論の詳細を検証したい。

(2) 郵政事業における効率性追求

第II部は英国を中心とした郵政事業史の日英比較研究であるが、「郵政事業サービスの財政と効率化」というタイトルが付いている。すなわち公益事業の効率性改善が中心テーマなのである。

かつて「…英国の郵政事業は、19世紀に至るまで、利益を生んで国庫の収入源になっていたという意味で、「国庫の乳牛」としての地位を高めていた（p.77）」。しかしながら、「郵政事業は極度に労働集約度の高いサービス業部門であるということも手伝って、英国の郵政事業は、1963-64年から1968-69年の期間に、実に18%の郵便料金値上げを実施してきた。このことは、また郵政事業部門のアウトプットの低下に影響を及ぼして、郵政事業の生産性を低める結果となった。（p.81）」「1970年代…この10年間に行われた郵便料金の値上げは、インフレ率をはるかに上回って実施されていた（p.82）」。その結果として英国の郵便物取扱量は大幅に低下、「国庫の乳牛」としての地位は失われたが、他の原因として「一般家庭での電話保有者数の目覚ましい成長や長距離通話網の急激な普及と拡大」を高島は指摘する。さらに「…1972-73年次から1981-82年次の…10年の期間を通じて、生み出された損失額は、民間の小口宅配サービス業等との競合関係の立場におかれている「小包郵便物」の業務サービスを中心に発生している。…その累計額は1億5,120万ポンドにまで及んでいる（p.88）」。わが国郵政と同じ経験を10年先取りしていたわけである。

以上のように非効率／低収益となった郵政事業を立て直す手段として、英国でも当然のこのように「規制撤廃」による競争の導入と所有の民間への移行という意味での「民営化」が主張された。これらに対して高島は、以下のように反対する立場をとる。

まず事業独占などの規制撤廃は、「…価値財²²としての性格を持つ公共サービス提供の役務をになう、郵政事業の独占性ならびに公共性の概念に含まれる論点が明示化されるべき」であり、「郵政事業サービスの公的提供が意味する「社会的価値」の本質を明らかにし、かつまた分配局面での公平性（equity）や公正性（justice）を実現するためになされる高度の価値判断を含んだ政治的考慮から（p.90）」決定されるべきであると主張される。目的は「公」の利益増進に他ならないが、その目的のために独占利益を維持させるという点では、「コイン両面」論と同様、事業主体としての「官」の利益を代弁しているように思われる。

次に民営化について高島は「郵政事業サービス提供からもたらされる質的な産出結果の側面では、純社会的便益を最大にすることを目標とする社会的効率の達成は、郵政事業における企業の行動原理である（p.144）」とし、「公的企業の民営化による所有関係の転換と移行は効率化を促進させるのではなく、むしろ事業活動における運営方法の改善であるとか、組織管理面での「コントロールの仕方と工夫」が大きな誘因となる（pp.144-145）」と主張する。確かに英国郵政は公社形態のまま効率性改善の努力を重ねた実績がある。この点について高島は、「イギリスの郵政事業のとるべき政策は、事業経営における諸経費節減を重点的に実施することだった。それらの方策として郵便物集配に従事する労働者の人件費を節約するために、集配等にかかわる労務管理条件等の諸改革が取られ、そして郵便料金を速達の1等と2等に区分する体系に改め、1等郵便物のサービス水準をそれ以前の水準にまで改善する精力的な努力が払われた。それに加え郵便物の合理的集配システムを確立するために郵

²² 価値財とは、R. A. マスグレイブのいう merit goods を指しており、高島（2005）は「価値欲求（merit wants）を満たす価値財は、現実に存在する社会機構、例えば議会、住民運動、選挙及び世論等の形成と生成にも続く一種の「社会的価値概念」の中から導かれる（p.155）」と説明している。ここでも官僚機構とは区別された「新しい公（public）」が想定されていることを容易に理解することができる。

便番号制度がイギリス全域に実施された (p.142)」と指摘している。それは事実であるとして、少なくとも身分保障という点ではここでも彼は「官」の利益を代弁している。

(3) ビジネスとしての郵政事業と地域社会貢献活動との融和

他の「新しい公」思想家たちと高島 (2005) との一つの違いは、上述したように高島が「官」すなわち郵政の代弁者になっているという点である。この点は「コイン両面」論に理解を示した滝川 (2006) の場合よりも際立っている。しかし例えば生田正治が民営化プロセス (郵政の「産」への移行) における21世紀型代弁者であったのに対して、高島は1990年代における郵政省型代弁者なのである。その時代、郵政省が掲げていたのは「21世紀郵便局ビジョン」だった。「同ビジョン」は、郵政事業が全般にわたって拡大路線を辿った90年代に提出された、全特と地方自治体とを抱き込んだ郵便局ネットワーク事業の将来発展構想である²³。その中には郵便局経営効率化の促進や外部評価システムの導入といった郵政事業における「産」への志向が見られる一方、「地域の福祉・防災分野については、地方自治体が中心となり、地域団体、ボランティア団体と連携して取り組む分野であり、郵便局は、住民に身近な公的拠点として、地方自治体と緊密な連携のもとで、補助的役割を果たしていくことが適当である」²⁴といった「公」ポジションに対する強力なアプローチがみられた。こうした「官」の側からの「公」に対する接近が一定期間継続したことが、「官」が「産」の方向へ向き直って遠のいていくことを意味する民営化に対し、「公」が強く「抵抗」したひとつの背景になっている可能性は否定できない。

高島 (2005)・第三部の表題は「活力ある地域社会貢献と郵政事業」であり、郵政が拡大路線を辿った時代の「21世紀郵便局ビジョン」を独自に発展させ、再構想した内容となっている。

彼が構想する「日本型福祉国家」とは、「現代の福祉政策の内容が、社会保障という制度の枠組みを超えて、社会環境にも及ぶ総合的福祉を形成する社会的資本ストックの整備、ならびにそれから生み出されるフローとしての「社会サービス」の量的質的な水準の向上、推進に向けられるという政策展開を必要と」するものである。その政策展開の主体として彼は郵政事業を想定する。但し、彼が想定している郵政事業とは、奉仕ではなくビジネスであることに特徴がある。

「地域社会における社会資本整備と住民の福祉向上を目指す、地域の金融需要への要請から、郵便貯金資金の一部の地域還元融資のための仕組みづくりは検討すべき価値がある。この資金の考え方は、地方公共団体の単独事業及び第三セクター事業等に、長期安定的な資金ルートを確保し、地域の住民有志を含めた地域再投資の「呼び水」となることが期待されている。(p.168)」

「…地域に根ざす「郵便局づくり」の存在が重視されるはずである。したがって、地域の経済社会の支提、振興の政策にとって、各郵政局のもつ「調査研究シンクタンクの機能」をフルに使って、資金的な手だてや「地方の第三セクターへ融資のための地域金融機関」としての役割能力をもつためには、各郵政局貯金部 (現日本郵政公社では、各支社の中の貯金事業部) の中に「調査部」のように「郵

²³ 郵政審議会 (1997) 等において、詳細な内容が確認できる。

²⁴ 前掲書、p.76。さらに「都心部あるいは過疎地においても独り暮らしの高齢者が増加して」おり、「身近に利用でき、…相談できる自助支援サービス」を「郵便局においても、「公共性」の観点から、自治体と連携しつつ、高齢者の財産管理・保全サービスを提供すれば、高齢者の自立支援に寄与することができる (p.136)」と提案している。

便局の地域金融としてのシンクタンク」機能を持たせることが必要である。これも、21世紀の郵政事業貯金部門が発揮しなければならない信用調査研究の分野であろう。東京にある中央の「郵政研究所」は1つの中心の組織と考えることができる。これは、銀行業が持つ調査部ないしは、経済金融研究所に対応するものでなければならない。(p.198)」

郵政に係わるボランティア活動も、高島は「企業としての郵政」を念頭に捉えている。

「欧米では、企業は非営利団体や非政府組織に寄付等の支援活動ばかりでなく、様々な社会的貢献の形で会社員をボランティア活動労働者として派遣して供給源とする発想がある。日本の郵政事業にもそのような「ボランティア労働者」のNPO、NGOへの派遣という「発想が生まれてほしい(p.205)」。

彼の着想は、「公」の利益増進を目的に、その手段として「官」の持つ政策的使命感、「産」の持つ生産性／効率性の追求、そして「公」におけるボランティア志向とを融和させる試みである。その融和を促進する手段のひとつとして、あり方次第では「民営化」も否定されない。

「日本郵政公社」への移行措置と展開の中に背後で問われているのは、所有主体や経営組織体の内容よりも、郵便局員全員の中に「生産性向上・コスト意識」を持って働くことが求められているのである。民営化（Privatization）の方法には、多くの試みと当事者の管理能力と労働への意欲、そして郵便局ネットワーク全体の活性化へのひと工夫が何より大切である。(p.183)」

「…「郵貯資金からの地域社会還元」の支援・助成・出捐（しゅつえん）の諸政策を研究し、「地域から集めた郵貯資金のわずかのものを、地域社会の貢献に役立てる」のは決してまちがっていないはずである。いわば、これは、本年（05年）のいま、検討されている「郵政民営化法案」にもりこまれている「地域社会貢献基金」の1つのねらいであってほしい。(p.188)」

「…最近、民間の金融業の役割が飛躍的に拡大するなかで、官業独占による金融機関の社会的使命は次第に弱まりつつある(p.102)」,「当然、国の公共的政策の目標が変わり公的金融の果たす役割が変化して、例えば財政投融资の量及び質的な構造変化に伴って、その原資の量的拡大よりも質的なコストの問題が新たな課題となってくる場合には、国営の金融機関である2つの郵政事業の性格と位置づけの変更は議論の対象とならざるをえない(p.103)」

しかしながら、最終的に高島（2005）もまた、他の「新しい公」思想の担い手たちと同様に、小泉／竹中「民営化」には否定的だった。その理由を、次項で考えたい。

3.4 「新しい公」はなぜ小泉／竹中「民営化」と対立するのか

まず再確認しておくべき重要事項は、小泉／竹中の側から積極的に「公」を排除しようとしたわけではないという点である。前稿で検証したように、むしろ大きく歩み寄りを見せたのである。しかしそれは「あくまで「学」という基本視点を外さない範囲で」であった。

対立の原因は、「学」の視点という付帯条件が、i) 自らの立場と原理的に相容れない、ii) 自らの学問的信条に反する、あるいは、iii) 正しく認識されていない、それらの何れかである。

i) に属するのは、田中（2004）に代表される全特関係者である。小泉構造改革は、こことは根本的に相互歩み寄りが不可能であり、その理由は第2節で述べた。

ii) に属するのは、まず白川真澄らの市民運動家グループであろう。彼らは「学」ポジションの論

理も相当程度理解している。ただ学問的信条としてその方向が受け容れられないのである。滝川は金融学者であり、「学」の論理も十分理解しているが、社会学的視点からそれに疑問を投げかけた。彼もまた学問的信条に反するがゆえに「あえて民営化に反対」したのである。

iii) に属する論者は、潜在的には最も多いと考えられる。高島（2005）もまた「官から民へ」という小泉／竹中流「民営化」に疑問を投げかけた一人だが、認識が十分とは言えない。

「すでに、財政投融资制度の大改革によって、郵貯資金全額は預託ではなく、自主運用対象となり、このことから「入口側」の考え方に基づいた「民営化論」にはその説得力に欠けるものがある。小泉政権が公約として掲げた「郵政完全民営化論」は論理一貫性に一見欠けるきらいがある。（p.211）」ここには「民営化が自主運用における自由度を拡大させる」という視点が欠落している。彼が郵政民営化のプロセスについて滝川（2006）のように詳細に検証した形跡はない²⁵。高島は「新しい公」思想の中では例外的にポジション間における融和を模索した。もし彼が小泉構造改革の中身を歴史研究の対象としたならば、さらに具体的な民営化に対する提言がなされたように思われる。

いずれにしても、小泉／竹中にとって決して外すことのできない「官から民へ」という基本視点（「学」）に対する何らかの反発が、「新しい公」思想をもって小泉／竹中流「民営化」と対立せしめた基本理由であることは、全体に共通していることである。

4. 郵政民営化反対論(2)：「外資による郵政マネー収奪」論

郵政民営化に反対のスタンスをとった諸論者は、大きく二つのグループに分類することができる。一つは前節で紹介した「新しい公」思想を中軸とする反対派グループである。それとほぼ完全に別系統に分類されるのが「外資による郵政マネー収奪」論を掲げるもう一つの反対派グループである。本節では、この後者グループが展開する論義について検証する。

4.1 「外資収奪」の基本論理

彼らは、小泉純一郎／竹中平蔵が米国の圧力によって、米国の利益に供するために、米国イニシアティブの下で郵政民営化を進めてきた、という見解を共有している。換言すれば、郵政民営化の目的とは米国を中心とする外資系金融機関あるいは投機ファンドに三百五十兆円に及ぶ郵政マネーを譲り渡すことであり、日本国民が一生懸命働いて貯めたお金が「ハゲタカファンド」に収奪されないためにも民営化には絶対反対するという見解である。

この民営化外圧説を主張あるいは一部でも支持している文献として、（出版順に）荒井（2003）、青柳（2005）、野村（2005）、小林（2006）、フルフォード（2007）、赤川（2009）、藤澤（2009）等々があり、同趣旨の書籍やDVDは継続的に出版され続けている²⁶。

ではなぜ民営化すると、外資に郵政マネーが収奪される（可能性が生まれる）というのだろうか。

²⁵ 同書、pp.211-216 参照。

²⁶ 出版物だけでなく、手軽に執筆可能なネット・サイト数でいえば無数と言えるだろう。日本語版 Wikipedia の「郵政民営化」「竹中平蔵」の項目にも民営化外圧説に関する記述がみられる（2011年2月末現在）。

その理由の一部を掻い摘んで述べたものは散見されるが、社会科学的に体系だて論じているものは上記文献の中に存在しない。小泉／竹中と米国との関係を暴露するというようなゴシップの記述がメインの内容となっている。しかしこの「収奪」は論理的にあり得ないことではないのである。これには大きく2つのルートが考えられよう。

一つは民営化の明確な目的の一つである運用の自由化とかかわっている。民営化によって、従来運用面で規制の多かった郵貯／簡保資金を外資ファンドに委ねて高利回り運用を実現することが可能になる。しかしそれは同時に国民から預かった郵貯／簡保資金をハイリスクにさらす結果になり、場合によっては国民が大きな損失を被る可能性が高まる。その一方で、外資ファンドは高い運用手数料収入を稼いでいくから、自己責任という部分を外せば、確かにここに「収奪」という表現が当てはまるのである。

第2のルートは、民営化された郵貯／簡保の株式売却先が外資系金融機関である場合である。売却される株式の比率によってももちろん状況は異なるが、仮にもっとも極端なケースを考えて、郵貯／簡保が外資グループに買収された場合を考えよう。この場合は郵政金融事業の資産と同時に負債である国民の貯金や保険掛け金も外資のバランスシートに移されることになる。しかしこれ自体は収奪ではなく、あくまで国民は債権者であり続ける。邦銀から外銀に預金を移す、本邦保険会社から外資保険に乗り換えるのと基本的に一緒である。ただ資金の移動が債権者にとって不本意である可能性はある。本来引き受けるつもりがなかったリスクを背負わされることになる点において、第一のルートと同じ意味での「収奪」が生じる可能性は否定できない。

第2のルートはさらに3つの異なる意味における「収奪」の可能性を生み出す。

ひとつは外資による店舗戦略によって過疎地等での郵便局窓口契約が解消され、それら地域において利用されてきた基礎的金融サービスが「収奪」される可能性である。また預金残高が一定水準に届かない低所得者から徴収する口座維持手数料を始め、郵貯によって低位に維持されていた手数料体系の引上げによる「収奪」が行われる可能性も指摘できる。だがこれらは株式売却先が国内金融機関の場合にもあり得ることを記憶しておきたい。三番目に外資に特有のこととして挙げられるのが、国民から預かった資金の運用先が地域社会も含めた国内から海外に移される可能性、すなわち資金調達手段のアベイラビリティに関する「収奪」である。これは日本経済へのリスクマネー供給という民営化の目的にも反する結果を生み出す。

外資による「収奪」とは、以上に述べたことであると考えられる。

4.2 米国イニシアティブの検証

しかしながら、郵政民営化反対論としての「外資収奪」論の特徴は、民営化の目的を「最初から郵政マネーを外資に譲り渡すこと」だったと断定している点にこそ見出される。彼らの多くが論拠としているのが、日米政府が毎年取り交わしている「年次改革要望書」、あるいは01年における「日米規制改革イニシアティブ」である。そこで示された米国側の要望に沿って、小泉／竹中は郵政民営化を推し進めてきたと彼らはこぞって主張する。

こうした主張に対して、高橋（2007）は、01年6月の「日米規制改革イニシアティブ」で「郵政事

業の民営化について関心の表明や透明性のある民営化プロセスの確保、民間企業との間の「イコール・フットイング」等について要望が寄せられている」が、「郵政民営化はこうした米国の要求に沿って行われている」のではなく、「90年代中ごろから議論されてきた財投改革による必然的な帰結」であると反論している²⁷。われわれが前稿で検証した論争史を踏まえれば、高橋の側に現実性があるようにも思える。しかし真偽は定かではない。

そこで、「収奪」論の根拠となっている米国による「要望の中身」を検証したい。小林（2006）では著者が米国大使館員ジェームズ・ズムワルトを相手に行ったインタビューが掲載されており、それがまさに米国の「要求」を平易簡潔に要約している。

「…日本が強い国になるのはアメリカのためになる……アメリカは4年前（2001年当時）……なぜ、日本は経済成長しないのかを考えた。そして、その理由は、規制が厳しいからだという結論に達したのです。そこで小泉総理が思い切った規制改革をしようとするのを見て、それを応援しようとワシントンは思いました。…あくまで日本のしたいことを応援するスタンスです。（p.114）」

ズムワルトの言っていることは、われわれが小泉政権内論議で検証してきたことと矛盾しない。ただし、規制緩和への要求は「日本が強い国になる」ためというのは付け足しで、最大の目的は別ところにあることが、以下の発言から理解できる。

「…私たちは最初、民営化するようになどとは言っていない。民間企業は利益があったら税金を払わなければなりません、郵政公社は払わなくてもよいのだから、その点で競争に不利です。民間企業は金融庁が監視していて、郵政公社は他の役所が監視しているから、その点でも不公平。だから、郵政公社を民営化するならこうしてほしいという意見を述べた。日本政府が何を考えているか、透明性を高くしてほしいという意見を述べた。（p.117）」

「…基本的に民営化するならこうしてください、という意見をアメリカはもっていました。1つの会社（郵政公社）だけに政府の保証があるというのはおかしい話です。（p.118）」

「…トイザラスは、経済産業省が法律を変えたおかげで進出できましたが、紳士服の青山とか日本の企業だってその恩恵を受けていますよ。（p.120）」

確かに高橋（2007）が述べている通り、アメリカ政府は、米系金融機関（「産」）の利益を代弁してイコール・フットイングを要求しているのである。これは80年代における農畜産貿易の自由化、90年代における対日自動車輸出の促進、保険業界の規制緩和と要求等に見られたアメリカ政府の行動パターンと矛盾しない。しかし従来のイコール・フットイング要求（それ自体、日本産業にとってダメージとなる場合が多いが）というアメリカの行動パターンから、郵政民営化がアメリカの要求だったとする説を直ちに導くことはできない。民営化とイコール・フットイングとは目的の異なる政策課題からである。実際、小林（2006）は上記インタビュー内容を収奪論と関連付ける作業を何もやっていない。仮にやろうとしてもできないと思われる。

²⁷ 高橋（2007）、p.5 参照。

4.3 「収奪」は「民営化」しなければ不可能だったのか？

しかしながら、われわれは「外資収奪」論の根拠が見出せないだけで、「収奪」論が虚構であることを証明したわけではない。そこで逆説的に、外資は民営化しなければ「収奪」ができなかったのか、という問いかけをしてみたい。もし民営化しなくてもそれが可能だったなら民営化要求自体に意味がなくなってしまうからである。

外圧説否定の意図からではないが、池田（2001）が興味深い事実を紹介している²⁸。彼が指摘するのは、簡保資金運用に係る財団法人「簡保資金振興センター」の理事（当時）には野村証券、住友信託と共に、メリルリンチの会長が名を連ねており、「毎年、金融関係者を集め検討会、幹事会を行う。99年1月にはニューヨークで120人参加の「海外ミーティング」を開催」したという内容である²⁹。これは小泉政権樹立以前、公社でも事業庁でもない郵政省時代の出来事である。その時代に郵政マネーの運用に係る公益法人の理事に外資系金融グループの会長が名を連ね、“ハゲタカファンドの本拠地”アメリカで大規模会議を開催したとすれば、外資が改めて郵政マネー運用を目的に民営化を迫ったとする根拠は、大いに揺さぶられることになる。

次に池田（2001）に掲載されている次表（一部加工）を参照しよう。

表2 信託銀行別の指定単運用残高（単位:億円、2000年3月末）

銀行名	信託残高	銀行名	信託残高	銀行名	信託残高
三井信託	23,666	三菱信託	12,117	日本信託	3,174
住友信託	22,866	ドイチュ信託	6,124	クレディ・スイス信託	3,169
第一勧業富士信託	15,498	モルガン信託	5,395	パークレー・ グローバル・ インベスターズ信託	1,958
大和	15,099	ステート・ストリート信託	4,569	合 計	146,561
中央信託	13,020	シティートラスト信託	3,826		
東洋信託	12,249	UBS信託	3,811	(内) 外資合計	28,850

典拠：池田（2001），p.118を一部加工

これは指定単（単独運用指定金銭信託）を通じて運用されていた郵貯／簡保資金の運用先信託銀行別の残高である。池田自身は、信託銀行が赤字運用しても年間手数料を稼げる仕組みを批判しただけなのだが³⁰、それとは別に注目されることは、郵政省時代の最終年度末に外資を通じた郵政マネーの運用残高が既に3兆円近くに達していた事実である。民営化どころか公社化さえしていなくても外資系信託は郵政マネーを通じて手数料等の利益を上げることが出来た。彼らは、たとえ運用に失敗し、国民から預かった郵政マネーの価値を目減りさせたとしても、安定した手数料収入を獲得できた。その意味において「収奪」は既成事実だったのである。

²⁸ 片山虎之助総務大臣（当時）の署名入り開示通知書のコピーが資料として添付（同p.112）されているため、信憑性は高からう。

²⁹ 池田（2001），p.117。

³⁰ 前掲書，p.116 参照。

尤も、仮に外資が郵貯／簡保の合併や子会社化を目標としていたのなら、それは民営化なしには不可能であるから、上記事実だけをもって民営化反対の論拠としての「外資収奪」論を完全否定したことにはならない。しかし、民営化要求に関する必然性の半ばは、失われたことになる。

4.4 「外資収奪」論の評価と位置づけ

今後、民営化の進展次第で郵政マネーの運用の自由度が拡大すれば、民間金融機関を通じた運用の幅はさらに広がり外資の収益機会も増すに違いない。また郵政金融事業が外資に買収されるようなことになれば、それはまた違ったルートでの「収奪」の可能性を生むことになる。

しかしながら、この運用や買収の主体が外資である必然性は本来存在しないのである。もともと本邦金融機関がそれら運用／買収の主体であることが妨げられるような郵政民営化にはなっていない。ただ民営化を通じて市場競争が激しくなれば、相対的に運用効率のよい金融機関に資金が集まるだけである。一般的な危険回避型の個人を前提とするならば、同じリスクに対してはよりリターンの高い（シャープ率の高い）運用先を顧客は選択するであろう。池田が指摘するように、国営時代には各信託銀行の間で郵政マネーの運用割当てが行なわれていた可能性が高い。民営化によって割当てが自由競争に取って代われ、それによって収益機会が減少すると考える主体が「外資収奪」論を掲げて民営化に反対したとすれば、それは一定の理にかなった戦術と言えるだろう。このことから「外資収奪」論陣営は、われわれの分類法によればポイテンシャルとして「産」の利害を有していると判断される。郵政民営化に対して、「産」のポジションは表面的には沈黙したが、論点をずらすことによって、政治家を含む各論者を通じて反対論を唱えせしめたという可能性が浮かび上がってくる。

もちろんこれは一つの可能性に過ぎない。しかしこの場合、彼らのキーワードは外資が掲げるイコール・フッティングではなく、国内企業のみを利する「保護主義」である。

民営化外圧説を唱える論者にほぼ共通する特徴として他の反対理由に意を介さない点も指摘できる。一部の例外を除いて³¹、特定郵便局の社会奉仕活動等にシンパシーを寄せることもない。正確な意味で「新しい公（public）」思想に関する理解者となると皆無である。「産」と「公」とではまったく利害が異なることを考えれば、当然かもしれない。

しかしながら、郵政民営化が米国主導で進められたとする「外資収奪」論の真偽と、郵政事業を買収した外国資本による国民利益後退の可能性とは分けて考える必要がある。ここで豪州資本によって金融排除が現実化したニュージーランドから来たJ.ケルシーの発言を引用しよう。

「…一般の人々にとっては、彼らの生活に何が起きたのかいまだに正しく理解できず、その反応はきわめて感情的なものになっています。ナショナリズムが高まってきているのは、それを最も鮮明に示しています。外国からの投資反対、民営化反対、移民反対と叫ぶ人々は、自分たちの生活が部外者にかき回されることに反対しているのです。しかし彼らは、「国の扉をもう一度閉じろ!」と主張する以外、どうすればそれ（生活を守ること：筆者注）を実行できるのかがわかりません。もちろん、今となっては国の扉を閉じることなど、できません。」³²

³¹ 荒井（2003）、p.44等を参照。

³² 内橋／ケルシー／大脇／中野（1998）、p.55。

一部「産」の利害にすぎない可能性を持った「外資収奪」論がわが国において一定の支持を集めている理由の相当部分は、ケルシーも指摘しているように、ナショナリズムに求められる。それは特にウェブ上における意見陳述に顕著に見られる傾向である。

ナショナリズムとは少し違うが、国益は否定されるべきではない。外資問題に関して、どのような民営化の在り方が国益（＝国民の利益）に適うかという観点から再度議論することは、尚われわれに必要なことであろう。

5. 事業現場からみた郵政組織の問題

第2節から第4節までにおいて、小泉／竹中流「郵政民営化」に対する反対論の諸相について検証した。しかし郵政論争の全体は、民営化賛成／反対論に収まり切るものではない。本節では、郵政事業の現場から指摘された組織としての問題点について整理する。

公表データだけでは分からない郵政組織が抱える問題は、特定局長を含む現場経験者、外部から招聘されて事業内容をつぶさに観察した経営コンサルタント、そして現場を長時間にわたって取材したジャーナリストらによって指摘されている。彼らの指摘の多くは重複／共通しており、それら問題が現実が生じてきた可能性は否定しがたい。少なくともそういった組織批判や告発が存在することは事実なのである。以下では各論者が特に強調している論点を整理する。

5.1 元特定局長による組織批判

13年間、三つの特定郵便局の局長を務めたという世川（2005）の主張の核は、「民営化は官僚を利するだけ」という見解である。

彼が認識する「官」の最大の関心とは、公益法人を出来得る限り沢山設立することによって天下り先を増やし、退官後にそれら法人を数年ごとに着任と退職を繰り返して、毎度、数千万単位の退職金を受け取ることである。郵政事業関連の公益法人については、

「どれもこれも、郵政事業と郵便局利用者のお金を組み合わせ、郵政官僚におもねる納入企業群が資金を提供して公益法人を助け、結果として官僚のOBたちの役員報酬や退職金を支払うシステムになっている（p.78）」

という。郵政民営化によって、そうしたシステムがどうなるかと言えば、

「国営企業でなくなった分公共性の制約から解放され、「業績向上を最重視する私企業」としての自由さを手に入れ、自由気ままな運営が可能になる。（p.242）」

そのため、ますます公益法人の利益は上がり「官」を肥太らせることになる。それゆえに、民営化の勝者は郵政官僚に他ならないという結論が導かれる。確かに、企業ガバナンスのあり方次第ではあり得ぬことでもない。しかし郵政事業にとって公共性とはそれほど容易に捨象可能であろうか。世川（2005）は郵政組織内における管理職グループと特定郵便局長グループの対立を強調する。

「70年代まで郵政官僚が何かを決定しても特定局長会の了承が得られないと実行できなかった。世襲批判を受けた代々の特定局長たちが子供に後を継がせなくなってきたのを好機として、特定局長職

を「一般局員からの昇進職」とすることで、管理システムの一元化をはかりはじめた。(p.25)」

これが特定局長職を「郵政出世システムの中に組み込んでいくという方法」すなわち「一元管理システム」である。彼はまた、

「特定局世界を完全支配したい総務官僚や公社幹部たちは、選挙違反事件や公社化を受けて、矢継ぎ早に通達を出し、「特定局長たちの業務専念義務」を前面に押し出していった。「業務とは、郵政三事業推進であり、それ以外の何物でもない。地域貢献などというのは特定局長が勝手にやってきたことであって、郵政公社は特定局長にそんなことを求めている（太字筆者、p.208）」

と言い切っている。第2節で小泉／竹中流「郵政民営化」が機会費用にしかならない社会奉仕・地域貢献と根本において相容れない性格であることを指摘したが、世川（2005）の言うことが正しければ、民営化の方向を受け入れた「官」と、徹底して民営化に反対した特定局長会の属する「公」との利害対立は、民営化以前、公社時代にすでに深刻化していたことになる。

その他、世川（2005）は郵政組織の他の問題についても触れている。例えば彼の指摘する「自爆営業」とは、年賀状やゆうパックといった商品に課せられた販売ノルマを達成し切れない現業職員が、自腹を切ってそれらを買取る行為をいう。このような行為が広範囲に行われてきたことは、以下で紹介する他の論者にも共通に指摘されていることから、事実である可能性が高い³³。

5.2 現業経験者による組織批判(1)

郵便局の現場を経験した元職員による組織批判文献として以下の2名が公刊されている。

まず、前節でも紹介した池田（2001）は、豊富な事例紹介によって、郵政組織が持つ問題点を指摘している。主要4点を整理しよう。第一に、そして最も多くの紙面を割いて、彼が批判するのは民間企業と比較した組織の無駄である。

「本省と郵便局の中間管理組織として十一の地方郵政局……があるが、実態としては本省の各出局と重複した機能を待つ随分無駄な組織となっている（p.26）」

という。これについては全通総合研究所編（2000）でも³⁴、

「一般に郵便事業の場合、管理職の数がたいへん多いとされている。現場の事業定員数を減らすには限界があり、管理職の数を大幅に減らすことがコストの面からも重要である（p.135）」。

と指摘されている。また藤野／田尻／糸瀬／保坂（2000）でも、

「先ず本省（本社）があって、各事業局に対応した部課を置く…「中間管理機構」があって、その下部機関としての郵便局があるようでは、スピードの経済への対応は不可能である。特に「中間管理

³³ 「民間では「自腹を切る営業は忌み嫌われる。何も生まないからだ。しかし郵政社会においては、とりえず数字の消化が重大で、そのために自腹を切るのは当然という受け止め方をしてきた。(p.109)」と述べられている。この行為の問題点は、職員の負担はもちろんのこと、商品の改善等、なすべき改善が覆い隠され先延ばしになり、企業としての競争力が長期的に低下してゆくことにも見出せる。

³⁴ 同文献は、郵政にとって自らのシンクタンクである研究所が出版しているにもかかわらず、郵政組織に対して率直に問題点を指摘する論文も掲載している。例えば、「郵便小包と宅急便との比較でいうならば、「宅急便は、年間3,340万個の取扱個数で損益分岐点を超え、利益を獲得できるシステムを作り上げた」のに対し、「郵便小包は年間3億2,597万個を取り扱っているにもかかわらず、利益が出ないシステムである」ところに問題が存在する（p.123）」と指摘している。

機構」については、事業運営上最適なものにする必要があろう（p.176）」と述べられている。

第二の批判は、効率経営を目指して導入された**総合担務制**に向けられる。

「三事業一体型の制度を導入し、外務員も研修を受け、違う分野の仕事に取り組んでも、それぞれ得手不得手があり、精神的ストレスもたまる。制度導入以降、募集成績も伸び悩み、「誤配が多くなった」等住民からの評判も芳しくなく効率的サービスとは逆行…（p.27）」

とマイナスの評価を与えている。いかなる場合においても、慣れない業務を始めた当初は効率が落ちるのは当然であり制度自体に問題があるかは一概に言えない。ただ結果として顧客サービス水準が低下したことは何らかの改善が求められている証拠である。次項で紹介する国沢（2006）が指摘するように、問題は研修方法など組織の指導体制にあると考えるのが自然だろう。

第三に**郵便事業が提供する商品**に対する批判がなされる。

「費用対効果を無視した思いつきの新商品を華々しく売り出し、非人気商品でも見直しを行わずいつまでも消えない（p.30）」、「民間宅配会社の後追い、モノまね的なものが目に付く、十分な市場調査やコスト計算をしていないものを乱発…（p.57）」

さらに商品別の問題点も指摘される。

「ふるさと小包やゆうパックの取扱品目が増え売り上げが伸びても、郵便収入増には決して結びつかず、中間団体に利益が吸収される仕組みになっている（p.94）」。

「ふるさと小包：北海道で製造した商品を高知県で箱詰めし横浜で発送するというおよそ地域性とはかけ離れたことを行っている例が少なくない（p.95）」。

「ゆうパック：半強制的な指導により職員同士でゆうパックを送り合ったり、自分宛てに一〇個も買ったりするのが常態化。外で顧客と接する機会が多い集配課職員だけでなく、郵便内務や貯金課、保険課、総務課のデスクワークの職員まで一人何個という目標を設定…（p.126）」。

公益法人との関連で世川（2005）と同様の指摘があり、「自爆営業」の実態も明かされている。

第四に池田（2001）が強調するのが、郵便番号7ケタ制に合わせて導入された**新型区分機**の**不合理性**である。01年の年明け、「大切な郵便物をより早く、より確実にお届けするためにご協力をお願い……しっかり包装、動かないように、はがれないように、壊れないように、破れないように…、…切手はしっかりと貼ってください。」というポスターが各郵便局に貼り出され、同様の内容のチラシが配られた。これは、新型区分機による読み取りプロセスにおいて「いかに破損事例が多いか、切手の脱落が多いか（p.181）」を郵政省自らが認めたものだという。

池田は、「郵便局を国民と郵政労働者のために改革するには、腐敗し硬直化した郵政事業の「破壊的創造」しか道が残されていない…（p.210）」、したがって「民営化が現実的かつ最善の道（p.211）」であると結論する。

ここで池田（2001）と世川（2005）が、組織批判という同様の立場で、自爆営業などについて批判を重複させながら、なぜ民営化に関し異なる見解を示したかについて考えたい。そもそも池田は「官」組織の下にあった現業職員、世川は「公」の利益を代弁する元特定局長である。民営化は、前者にとって「官」の組織改善手段だが、後者にとっては「公」の利益と相反する。この点を考えれば、われわ

れの考え方とも矛盾しない。

5.3 現業経験者による組織批判(2)

次に国沢（2006）の議論は、問題を主として事業のシステムに求める点に特徴がある。彼が指摘するシステム上の欠陥とは、第一に、マニュアルがないことである。

「見かけ上は民間の宅配便と同じようなサービスをしているように見えても、民間会社のようにしっかりとしたシステムもマニュアルもない（p.14）」、「其々の部署を後からつけたように作っていった結果、毎回その場しのぎで乗り切ってきたために、効率の悪いやり方が定着してしまった（p.43）」。

第二に、わが国の官僚機構に関してしばしば指摘される縦割りの弊害について述べている。

「集荷業務と配達業務を民間の宅配便のようにいっしょにしまえば、…無駄な労働が少なくなり、ガソリン代も以前よりも減るはずだ。…できないのは、集配課と郵便課で利害が衝突していて、抜本的な改革を行う人がいないからなのである（pp.46-7）」。

官の弊として同様に指摘されることが多いトップダウン方式についても、

「業務改革は今の郵便局の大きな課題なのだろうが、そのすべてが仕事を知らない郵政事業庁のトップダウン方式である。これに対してセブンイレブンでは、業務改革は全員が参加して行われている。委託先の社員までもが参加するそう（p.83）」、「郵便局のトップダウン方式をなくさなければ、やる気のある人間は、どんどん郵便局を去っていくことになるだろう。今まさに、ベテラン配達員がどんどん辞めていっている。新しく請負業務を引受けるのは、配達に関して素人ばかり…（p.131）」と他社との比較を交え、組織弱体化の現状を訴えている。

企業組織としての脆弱性はコスト感覚の無さによっても促進される。

「郵便局は利益がいくらあるかは考えないようだ。何を基準にしているかという、個数である。小包にしても通常郵便物にしても、ある程度まとまった個数の郵便物を一度に出すと、割引になる。数が多ければ多いほど割引率が高くなっていく（p.205）」。

いわゆる「井勘定」と表現される官業体質であり、そこからノルマ制、自爆営業といった問題すべてが派生して行くことになる。

民営化に関して国沢（2006）は、市場競争力を持った金融2事業は民営化に耐えられるが、競争力の劣る郵便事業は少なくとも現段階で民営化するべきではないという。

「郵便局は、民営化するよりも先にやるべきことがたくさんあった…。古い体質をそのまま受け継いでいる体制で、民営化に向けて改革をしなければならないのだから、郵便局の体力が持たなくなってきたのである（p.64）」。

彼の立場も「官」の内部にあった元現業職員であり、利益相反によって民営化に反対しているのではない。順序として民営化よりも組織改革を先にすべきであると訴えているのである。国沢は、次節で見るように民営化に向けて「意識と文化」の改革に取り組んだ生田正治と方向において一致している。生田のやり方を糾弾した世川とは対照的である。

5.4 ジャーナリストによるレポート

藤田（2006）はジャーナリストの視点から、郵政省→郵政事業庁→郵政公社とすすむ民営化プロセスの中で、従来郵政事業が担ってきた公共性が次第に薄れてゆく有様を報告している。

例えば、公社時代に無集配局が増加したことを取り上げる。「無集配化される郵便局は…過疎地に集中」しており、そこでは「貯金と保険の窓口業務だけを行」う。無集配化が進んでいるのは、中国支社167局、北海道支社160局、九州支社118局、東北支社109局の順である³⁵。

同様に郵便ポストも減らされたという。「コスト削減のため、利用者が少ない場所を選んだと説明するが、事前相談などは一切行わず、廃止十日前からポストへの張り紙で告知した程度、知らずに投函にきた市民から『あまりに急で一方向的』との怒りの声（p.118）」が上がっているという。

ゆうメイトと呼ばれる非常勤職員の実態についても言及されている。「事実上、本務者と同じ仕事をこなしているが、むしろ深夜勤専門などの過酷な勤務がある。にもかかわらず、賃金は低く、身分は不安定（p.91）」であると述べている。

藤田（2006）は、地域住民の視点すなわち「公」の立場で現状を分析している。彼女にとって民営化は完全にネガティブな要素しか見えてこない。

5.5 外部アドバイザーの視点

並木（2007）は、経営学者・中小企業診断士の立場から、官業の本質的な問題点をいくつも指摘している（以下、太字は筆者による）。

「情報や意思を伝達するという点において、郵便局は大きく遅れをとっています。本社・支社から送られてきたポスターやチラシをただ貼っておく、置いておく。貼っておかないと怒られるから貼っておく。誰のためなのか、何のためなのかまったく理解されていない。こうした現状は、情報活用について現場で考える習慣がなかったことに起因していると考えられます（p.53）」。

「郵政はこれまでお役所だったために、やりたいことを自分で考えて実行する、ということをしなくても良い歴史的な文化があった……。しかし、今後、私たちは商いをしようとしているのですから、商いのセンスを磨いて、自分の意思をきちんと表現するということを実践しなくてはなりません。（pp.119-120）」

「今までのように全体目標があって、それを個々人の能力で何とかクリアしていくというようなノルマ的な発想ではなく、郵便局の店舗としての営業機能を高めて、郵便局が地域のお客さまに支持されて、それで売上げが上がり収益を上げていく、という考え方に発想を転換…（p.146）」

「行政組織は既存の価値観を壊しにくく、組織のイノベーションが起りにくい体質を持っています。それでも顧客起点で取り組みれば革新は起ります。日本の良いところも悪いところも凝縮されているのが郵便局の組織です。変わってはいけないこともあるし、変わらなくてはいけないこともあります（p.173）」

彼は、民営化を前提としつつ、郵政が如何に体質改善をしなければいけないかを、郵政の将来利益

³⁵ 藤田（2006）、pp.114-115。

を考えて指摘しているのである。ある意味「官」にとって厳しい民営化の方向を、「官」自身が自己の利益として受け止めれば、彼／彼女はその流れに順応するであろう。すなわち「官」から離脱してゆこうとするだろう。逆に不利益と受け止めれば、彼／彼女は可能ならその流れに抵抗する。利益／不利益の点において、「公」が明確に民営化に反発的立場を取るのに対して、「官」は民営化に賛成する可能性も反対する可能性も有したアンビバレントな存在である。

6. 組織改革はなぜスムーズに進まないのか

郵政事業が抱えてきた組織としての問題点は、ある程度「客観的事実」として考える必要がある。実際、公社時代から民営化プロセスに携わった二人の民間出身経営者は、それら組織問題の多くと正面から取り組んできたのである。しかしながら、彼らの改革はいずれもゴールには至らなかった。

本節では、民営化プロセスの中で進められた二人の民間出身経営者による組織改革が直面した困難について、これまでと同様、各ポジションにおける利害対立という観点から考察する。

6.1 生田正治による「意識と文化」の改革

生田は日本郵政公社の初代総裁として、郵政組織の体質改善に取り組んだ。

『財界』編集部（2007）は、生田の社内メールによる職員向けメッセージや雑誌インタビュー、年頭挨拶等を纏めたものであり、公社時代の郵政問題を研究するにあたって高い史料価値をもつ。この史料から、経営者生田が前節で指摘された郵政事業が抱える組織上の問題の多くをいかに捉えて、いかに改革を推進していったかを理解することができる。

彼の改革は、形式的な組織の組み替えではなく、職員と組織の官僚体質を転換してゆくことに重点を置いた。彼自身の表現を借りれば、それは「意識と文化の改革」である。意識の改革とは職員（個人）レベルでの質の転換であり、文化の改革とは組織レベルでの質の転換を意味する。それらに関する部分を日付順に引用したい（以下、太字は筆者による）。

「2003.9.16：「意識と文化の改革」……下からも自由に意見がどんどん言える文化にすること、縦割り文化を打破し部門間の相乗効果を出すこと、これが人材開発、職員の能力発揮を可能にする基本的な条件だと思います（p.33）」。

「2004.1.5：【年頭あいさつ】……今皆さんと共同で総力を挙げてやっていきたいのが、現在進行中の「文化の改革」です。……担当毎の縦割り主義や上意下達の情報伝達という文化を払拭し、何時でも何処でもフラットで自由闊達な議論が促進され、生き生きとした相乗効果を上げるしなやかな文化の形成ですpp.52-3」。

「2004.4.1：意識は大いに進化してきました。そして今、強く望まれることは、その進化してきた意識を背景に、縦割りの的であったり、そして場合によっては過度に中央集権的な文化を自由闊達、かつしなやかで付加価値を生みやすい文化に作り替えていくということ……（p.81）」。

「2005.4.1：何事につけ縦割りの発想、上意下達の閉塞感。その裏返しとして常に指示待ちで、活力に欠けた受け身の文化。郵便局に指示や連絡の紙吹雪が積り、郵便局の機敏な動きを阻害し、逆に

お客様との接点であるフロントラインの意見がなかなか聞いてもらえない環境。こうした文化は改善の途上にありますが、全般的にはまだまだだと思います（p.163）」。

生田による根気よい呼びかけによって個人レベルにおける意識変化は生じた。しかし組織の質を変革することは容易ではなかった。結局、組織としての官僚体質が残存したまま民営化を迎えたことは、以下の引用文の中にも表れている。

「2006.6.15：公社に限らず、官庁の文化では、上の人が下の人に指示をして、もしそれが上手くいってない場合、フロントラインの人ばかりが罰せられる傾向があると思います。経営者や管理責任者といった上に立つ人は、指示をしたら、それが徹底しているかどうかその結果まで責任を負わなければならない。結果責任です（p.265）」。

「2006.6.25：記者発表する前の昨日からどんどん新聞に出ていて大変遺憾に思っていて、今朝、理事会で誰か記者会見でもしたのかと聞きましたが、だれも手を挙げませんでした。しかし本当にみっともない。コンプライアンス違反ですよ（p.274）」。

生田は冷静に郵政組織を観察／分析し、時として幹部職員を叱咤した。しかし、生田の言葉／表現からうかがえるのは、職員に対しては「仲間」として共に前進しようという基本姿勢である。これとは対照的に、第2節で述べたように全特の言い分は聞き入れようとはしなかった。世川（2005）が批判する一元管理システムを陣頭指揮したのは他ならぬ生田である。具体的には、特定郵便局の局舎買上げ、特定局長の全国転勤／定年制の導入により「経営の一本化」を図ろうとしたのである。市場競争に耐えうる民間企業に生まれ変わるためには不可避の選択であろう。しかし無償の地域貢献・社会奉仕に第一級の価値をおく全特とは根本的な対立を生むことになる。

結果、激しい抵抗によって「生田氏の退任は予定より半年早まり、改革は中断」したのである³⁶。

6.2 関連法人見直しに踏み込んだ西川善文

西川善文は郵政民営化法案が可決された後の2005年11月に、民営日本郵政の初代総裁に内定し、2006年1月、就任した。上述した生田正治の早期退任によって2007年4月から半年間、日本郵政公社の第二代総裁を兼任している。

西川は生田の一元管理システムからの路線転換を図り、全特の利益に相反する改革からは手を引いた。その一方で彼は公益法人の整理縮小を断行した。その他の西川の業績として、竹中（2009）は①顧客情報管理システムの構築、②ムダを省くことで利益を約2倍に伸ばしたこと、③郵貯から一般銀行への送金を可能にしたことの三点を挙げている³⁷。

西川は退任（2009年10月）の後、郵政改革に取り組んだ経験を文章として残していないため、彼がいかなる姿勢で改革に取り組んだかについては、公社総裁時代に書き残した西川（2007）から読み取ることしかできない。そこでは、彼が考える官業の本質的問題点が指摘されている。

「やはり、官の事業というのは、本質的に、改革意欲、あるいは競争力強化という意欲が起きにくいものかもしれません。そこに民営化する意味合いの一つがあるわけでもあります。（p.84）」

³⁶ 『財界』編集部（2007）、p.345等を参照。

³⁷ 竹中（2009）、p.98参照。

これは池田（2001）における民営化の捉え方と一致する。また西川は、
「官の世界は、一人一人の能力を見れば、民間企業以上に優秀な人も少なくないのですが、総じて組織になると動きが遅いという印象を受けました。（p.86）」

と述べている。彼は、民営化の意義を、官業に従事してきた郵政職員の潜在的能力を厳しい市場競争にさらすことによって目覚めさせることだと考えている。

次に西川は、生田が成し遂げられなかった郵政が改革すべき組織文化の問題、費用感覚の無さ、コンプライアンスに関わる問題、それぞれに触れている。

「現在の郵政の支社は、本社の立案した施策を現場に伝えるだけの「上意下達」の役割しか担えていないのが現状です。（p.96）」

「調達に無駄が多いのは、そもそもオリエンテーション（業務範囲の定義など）が弱いから…「何をお願いしたらいいのかわからないから考えてきて」というような状態で、発注してしまう。…（中略）…依頼された側としても、想像できる最大限の範囲でクライアントの要求にこたえるため、フルスペックのサービスを提供せざるを得ない。（pp.150-1）」

「いくら親しいお客さんとの間でも、やるべきこと、やってはいけないことのけじめをつけなければならない。…（中略）…郵便局のなかでもそうです。お互いにチェックしあうということは、お互いを疑い合うということではない。お互いに間違いをしていないかどうかを確認しあうということです。（p.162）」

コンプライアンス問題に関しては、料金別納郵便の不正割引事件を例に挙げて、

「郵便局で起きた事件である以上、最高責任者としての郵便局長に責任があるはずです。しかし従来はその点がウヤムヤになっていて、言ってみれば、上の者がだれも責任を問われなかった。これは民間企業ではありえないことです。（pp.162-3）」

と述べ、民営化企業として信賞必罰の明確化の必要性を訴えかけている。

さらに彼の改革構想は、職員個々人の変革、組織の変革（ここまでは生田からの引継ぎ）を超えて、郵政「グループ」「ファミリー」全体の変革に及んだ。

「資本関係の明確でない関連法人を広く「グループ」や「ファミリー」ととらえていては、コーポレートガバナンスが貫徹されず、責任ある経営を行うことができません。さらに関連法人の存在が、効率的な業務遂行や経営の透明性確立の妨げになっているようでは、上場などとても不可能です。（p.157）」

「内部を整理整頓し、足元からきれいにしていくことは、新規事業以上に、民営化の重要な部分です。そもそも、民営化とは、官から民営と主体が変わるということだけではなくて、それによって、官特有の非効率な部分を排除していくということに大きな意味がある。（p.160）」

こうして西川は、関連法人見直しによる効率化宣言を行った。しかしながら、彼は、そうした公益法人整理のプロセスで、2009年5月に「かんぽの宿の売却問題」をめぐり、当時の野党三党（民主、社民、国民新）によって特別背任未遂の罪に問われ、政権移行後の同年10月に、辞任に追い込まれることになる。こうした流れについて竹中（2009）は、

「郵政公社のファミリー企業219社に2,000人の官僚が天下っていた事実が、既得権益の典型です。この219社をすべて洗い出し、郵政公社との関係を断ち切ろうとしたのが、日本郵政の西川善文社長

です。それに対して、既得権益を奪われる人たちが牙を剥き、西川社長、そして完全民営化に襲いかかっている。これが郵政民営化をめぐる現在の構図なのです（p.97）。

という分析を行っている。

6.3 「抵抗勢力」の構造

二人の民間出身経営者は、生田に続き西川も任期半ばの辞任によって改革を頓挫させた。

だが理由は全く違う。生田が受けた抵抗は「公」ポジションによるものである。民営化路線は原理的に「公」（「新しい公」思想）が自らの利益と考えているものとは対立するのである。ただし、国民一般には「産」の「民間の経営感覚によってこそサービスが改善される」といった思考様式もあれば、経済成長重視の「学」の思考様式もあろう。そして「官」もまた国民である。「官」と区別された「公（public）」という考え方は、わが国の政治経済を捉えるうえで重要だが、「新しい公」思想における思考様式を国民全般が共有していると拡大解釈することは認識の誤りだろう。

西川が受けた抵抗は「官」ポジションによるものである。ここでも但し書きが必要であり、「官」の中でも西川の組織改革が自らの利益に反すると考えたものが政治家を巻き込んで抵抗した。竹中（2009）は官僚組織がみな民営化に抵抗しているかのように表現しているが、同じ「官」であっても民営化／組織改革を促進し市場経済の勝者になることが自らの利益だと判断するならば、西川の改革が頓挫したことは彼／彼女にとっての利益の後退である。

「公（public）」における抵抗勢力は国民全般を代表しているわけではなく、「官」における抵抗勢力も「官」の一部でしかない。ここに郵政民営化見直しが、政治課題としてポピュラリティーを得られない根本的な理由がある。

7. 本稿の纏め、及び今後の課題

本稿で取り上げた各論点は、ほとんどが未解決の課題として現在の郵政事業・日本郵政グループに残されている。そこに民営化見直し問題が絡み、状況は複雑化している。この複雑な問題は、何らかの方法によって整理される必要がある。一つの方法として本稿では「公」「産」「官」「学」の4ポジションを提示した。それぞれ内部的な利害も含めれば、形式的には4行4列、計16の利害関係が存在することになる（表3参照）。

本稿における議論を踏まえて、順に整理しよう。

「公」は、特定郵便局長会と「新しい公」思想を担う市民運動家たちのように、そのポジション内の各グループ間で利害を一致させる。一方「産」に対して「公」は著しい不信感を示す、「官から民へ」の民は民間企業であってはいけないのである。次に「官」は「公」の利益を増進するものである限り「公」と利害を一致させるが、「官」が民営化を進めて企業としての成功を追求するようになると「公」と利害を対立させる。生田の退任はこの部分における利害衝突が原因していた。また「公」は「学」が主張する民営化理念に対して原理的あるいは信条的に反発する。この「公」による「官」と「学」に対する抵抗が、05年の民営化反対運動における最大勢力となったのである。

「産」にとって「公」とは市場における顧客以外の意味はなく「新しい公」という考え方には無関心である（論争なし）。「産」内部では、自らが市場競争力を有すると自認するものはイコール・フットディングを主張、外資に対する国内金融機関のように競争力に劣ると自認するものは保護主義を潜在的に指向する。「産」は「官」に対して、郵貯百年戦争という歴史的背景から「暗黙の政府保証」への懸念など不信感を拭い去っていない。不信を払拭し、彼らがイコール・フットディングを確信するための最短最速の方法は完全民営化である。したがって「産」は「学」の理念に対して基本的に賛同する。しかし、保護主義を指向する一部「産」には海外とのイコール・フットディングを前提とする「学」に抵抗するポテンシャルが存在している。

「官」は「21世紀郵便局ビジョン」を掲げていた90年代以前、「公」と一定の利害一致をみた。しかし21世紀の民営化プロセスにおいて、生田にとっての全特のように「公」は「官」にとっての抵抗勢力となった。「産」との関係では、「官」に暗黙の政府保証という自覚はない。したがって「産」は対等の競争相手である。そして官業の特典を批判されれば、「コインの両面」論で対抗することとなる。「官」内部においては潜在的に民営化に順応するグループと逆に抵抗するグループとが併存する構造となっている。後者のグループによる抵抗が西川退任の原因となった。しかし前者のグループは西川退任を望まなかったはずである。ここに内部的利益相反の可能性が指摘される。「学」について「官」は民営化自体とは利害関係があるが、標語「官から民へ」が持つマクロ経済理念には何の利害もない。したがって「官」は経済思想としての「学」に対しては無関心である（論争なし）。

「学」、例を挙げれば竹中は、「公」を「官」と同じ抵抗勢力としか見ていない。「学」の利害（目的追求）にとって「公」「官」のポジションの相違は問題にならないからである。「学」は、「産」内部における競争的グループのイコール・フットディング要求とは親和する。彼らがりスクマネーを供給してくれる可能性を持つからである。しかし同じ「産」でも非競争的グループの保護主義とは成長マネーを滞らせるという理由で利害が対立する。この対立が民営化外圧説の背景となっている可能性が指摘できる。また「学」は「官」の中の既得権益に固執する民営化抵抗勢力と対立する（但し、竹中（2009）等における「公」と「官」の各層とを抵抗勢力の名の下に一括して扱う姿勢は、郵政問題の重要な論点の多くを見えなくさせる結果となる）。そして「学」内部においては、成長促進的な資金循環を重視する点で一致しつつ、郵貯／簡保の地域分割に対する見解の相違、前稿で指摘した郵貯／簡保廃止の是非等、一部意見の対立が存在する。

以上が、われわれのフレームワークが捉えた21世紀におけるわが国郵政論争の全体像である。表3において、特に斜体字で示したところが郵政民営化への各種抵抗と係わる部分、太字で示したところ

表3 郵政民営化における利害関係の構造

	公（新しい公）	産	官	学
公	内部的利害一致	不信感	<i>民営化が進むほど対立</i>	<i>信条的対立</i>
産	無関心	<i>外資に対する保護主義</i>	不信感	基本は賛同
官	<i>民営化が進むほど対立</i>	対抗意識	内部的利益相反	無関心
学	官と同列という認識	<i>保護主義に対する反発</i>	<i>既得権益に対する反発</i>	一部意見の対立

【注】縦（行）を主体、横（列）を利害の相手としてみる。

が生田／西川による組織改革中断の原因と係る部分である。

われわれに残された課題は、これまで整理したドメスティックな郵政論争を国際的な視点から再吟味することである。続稿においては国際比較の観点から郵政論争を相対化し、そこで得られた新たな視点によって現政権による民営化見直しの学説史的な位置づけを行いたい。

参 考 文 献

- (1) 青柳孝直, 2005, 『第二のビッグバン 「郵政民営化」の衝撃』, 綜合法令。
- (2) 赤川善樹, 2009, 『間違いだらけの郵政民営化に宣戦布告!』, 創芸社。
- (3) 荒井広幸, 2003, 『郵便局をアメリカに売り渡すな 郵政民営化を狙うグローバリズムの罠』, 飛鳥新社。
- (4) 池田実, 2001, 『郵政民営化 郵便局はどこへ行く』, 現代書館。
- (5) 石井晴夫／武井孝介, 2003, 『郵政事業の新展開 地域社会における郵便局の役割』, 郵研社。
- (6) 内橋克人／ジェーン・ケルシー／大脇雅子／中野麻美, 1998, 『岩波ブックレット NO.458 規制緩和 何をもちらしたか』, 岩波書店。
- (7) 翁百合, 2002, 『郵貯, 分割民営化が着地点』, 『日本経済新聞 (経済教室, 9月8日)』。
- (8) 片山虎之助, 2005, 『日本の未来の描き方 共存共栄の思想』, 朝日出版社。
- (9) 加藤寛, 2010, 『だから日本はよくならない 裏切られた政治主導』, 近代セールス社。
- (10) 加藤寛／竹中平蔵, 2008, 『改革の哲学と戦略 構造改革のマネジメント』, 日本経済新聞出版社。
- (11) 国沢健, 2006, 『郵便を出すな! 元郵便局員の叫び』, ゴマブックス。
- (12) 経済財政諮問会議, 2003, 各回「議事要旨」(平成15年度:第21回, 第23回)。
- (13) 経済財政諮問会議, 2004a, 各回「議事要旨」(平成16年度:第3回, 第5～9回, 第12回, 第14～16回, 第18回, 第19回, 第21回～26回)。
- (14) 経済財政諮問会議, 2004b, 「郵政民営化に関する論点整理」。
- (15) 現代の政治・経済を考える「樞の会」編, 2007, 『日本の基本問題』, 勁草書房。
- (16) 小林興起, 2006, 『主権在米経済 「郵政民営化」戦記』, 光文社。
- (17) 『財界』編集部, 2007, 『郵政改革の原点 生田正二・日本郵政公社初代総裁 四年間の軌跡』, 財界研究所。
- (18) 市民の声江東(編), 白川真澄(講演), 2006, 『どこが問題! 郵政民営化』, 樹花社。
- (19) 世川行介, 2005, 『郵政 何が問われたのか』, 現代書館。
- (20) 全国銀行協会, 2003, 「郵政民営化と郵便貯金の在り方について(骨子)」。
- (21) 全国銀行協会金融調査部, 2004, 「日本郵政公社の平成15年度決算から見た郵便貯金の「見えない国民負担」」, 『金融』, 7月号。
- (22) 全通総合研究所編, 2000, 『変革期の郵政事業 課題と展望』, 日本評論社。
- (23) 高島博, 2005, 『郵政事業の政治経済学—明治郵政確立史, 日英経営比較と地域貢献—』, 晃洋書房。
- (24) 高橋洋一, 2007, 『財投改革の経済学』, 東洋経済新報社。
- (25) 滝川好夫, 2004, 『あえて「郵政民営化」に反対する』, 日本評論社。
- (26) 滝川好夫, 2006, 『郵政民営化の金融経済学』, 日本評論社。
- (27) 滝川好夫, 2007, 『どうなる「ゆうちょ銀行」「かんぽ生保」 日本郵政グループのゆくえ』, 日本評論社。
- (28) 竹中平蔵, 2006, 『構造改革の真実 竹中平蔵大臣日誌』, 日本経済新聞社。
- (29) 竹中平蔵, 2009, 『政権交代バブル 重税国家への道』, PHP。
- (30) 田中弘邦, 2004, 『国営ではなぜいけないのですか—公共サービスのあり方を問う』, マネジメント社。
- (31) 戸原つね子, 2001, 『公的金融の改革 郵貯問題の変遷と展望』, 農林統計協会。
- (32) 内閣官房, 2005a, 『郵政民営化法案関係資料』(第百六十二回国会提出)。
- (33) 内閣官房, 2005b, 『郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案関係資料』(第百六十二回国会提出)。
- (34) 並木雄二, 2007, 『郵便局革新 最大組織のイノベーション』, 郵研社。
- (35) 西垣鳴人, 2010, 「官民の競争条件に関する一考察—郵政省時代から民営化後までの郵便貯金について—」, 『生活経済学研究』, 第32巻。
- (36) 西川善文, 2007, 『挑戦——日本郵政が目指すもの』, 幻冬舎。
- (37) 野村正樹, 2005, 『あすなろ村の惨劇 郵政民営化の素朴な不安』, 郵研社。
- (38) 東谷 暁, 2005, 『民営化という虚妄 「国営=悪」という感情論が国を滅ぼす』, 祥伝社。

- (39) 藤澤昌一, 2009, 『くたばれ竹中平蔵論－さらに「失われる十年」－』, 駒草書房.
- (40) 藤田和恵, 2006, 『民営化という名の労働破壊』, 大月書店.
- (41) 藤野次雄／田尻嗣夫／糸瀬茂／保坂尚郎, 2000, 『金融ビッグバン・IT革命と郵貯・簡保』, 日本評論社.
- (42) ベンジャミン・フルフォード, 2007, 『暴かれた「闇の支配者」の正体』, 扶桑社.
- (43) 町田 徹, 2005, 『日本郵政 解き放たれた「巨人」』, 日本経済新聞社.
- (44) 松原聡編, 1996, 『現代の郵政事業』, 日本評論社.
- (45) 松原 聡, 2005, 『これならわかる「郵政民営化」』, 中央経済社.
- (46) 家森信善／西垣鳴人, 2009a, 「ニュージーランドの郵政民営化: 「失敗」についての再検証」, 『会計検査研究』(会計検査院編) 第40号.
- (47) 家森信善／西垣鳴人, 2009b, 「ニュージーランド・キウイ銀行の市場競争への影響－わが国郵政金融事業民営化後への示唆－」, 『生活経済学研究』第30巻.
- (48) 家森信善／西垣鳴人, 2010, 「郵政民営化の見直し－モデルとしてのニュージーランド－」, 『季刊 個人金融』第4巻第4号.
- (49) 郵政民営化研究会(編), 2006, 『郵政民営化ハンドブック』, ぎょうせい.
- (50) Kelsey, J., 2002, "Global Economic Policy-Making: A New Constitutionalism?", *International Economic Regulation*, edited by J. Kelsey, Ashgate Dartmouth, 501-521.
- (51) Ray Lilley, 2001, "People's Bank 'will benefit from 275,000-customer churn factor' ", *National Business Review*, February 2nd.